新旧対照表 【別紙】

新

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

(通則)

1 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則(令和 5 年内閣府令第 41 号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する内閣府令(平成17年 厚生労働省令第79号)第1条第2項に規定する施設(以下「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」とい う。)の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、 もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画(以下「整備計画」という。)に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。

(定義)

4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中 分類及び小分類の施設をいう。

(1) 児童福祉施設等

区分	大	分	類	中	分	類	小	分	類
(1)児童福祉法(昭和 22 年法律第	児童神	畐祉施設		助産旅	設		第一種	重助産施	設
164 号) (以下「児童福祉法」とい							第二種	動產施	設
<u>う。)</u> 第7条に基づく児童福祉施設									
(児童厚生施設については、平成									
2年8月7日厚生省発児第 123 号				乳児院	t				
厚生事務次官通知の別紙「児童館				母子生	活支援	能設			
の設置運営要綱」の第2から第4				児童厚	星生施設	L C			
に定める小型児童館、児童センタ				児童養	菱護施設	L C			
ー (大型児童センターを含む。) 及				児童心	心理治療	施設			
び大型児童館(「C型児童館」を除				児童自	立支援	能設			
く。)とし、児童福祉法等の一部を				児童家	定支援	ミセンター			
改正する法律(令和4年法律第66				里親芝	を 援セン	/ター			
号) 第2条による改正後の児童福	n+/	⊓ <i>=#:↓</i> /=n.							
	一時	呆護施設							

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

(通則)

1 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則(令和 5 年内閣府令第 41 号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する内閣府令(平成17年 厚生労働省令第79号)第1条第2項に規定する施設(以下「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」とい う。)の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、 もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画(以下「整備計画」という。)に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。

(定義)

4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中 分類及び小分類の施設をいう。

(1) 児童福祉施設等

区 分	大 分	類	中 分	類	小	分	類
(1)児童福祉法(昭和22年法律第	児童福祉施設		助産施設		第一種	助産施調	没
164号)第7条に基づく児童福祉					第二種	助産施調	没
施設(児童厚生施設については、							
平成2年8月7日厚生省発児第							
123 号厚生事務次官通知の別紙			乳児院				
「児童館の設置運営要綱」の第2			母子生活支援	美施設			
から第4に定める小型児童館、児			児童厚生施設	ī. Z			
童センター(大型児童センターを			児童養護施設	ī. Z			
含む。)及び大型児童館(「C型			児童心理治療	逐施設			
児童館」を除く。) <u>とする。</u>) 、			児童自立支援	後施設			
同法第 12 条の4に基づく児童を			児童家庭支援	受センター			
一時保護する一時保護施設、同法							
第35条第10項に基づく職員養成	n+/==#+/-=n						
	一時保護施設						

	thr.		In		
	新		旧	1	T
社法(以下「改正児童福祉法」とい		施設、同法第6条の3第1項に基			
<u>う。) 第 44 条の 3 第 1 項に基づく</u>		づく児童自立生活援助事業を行			
里親支援センターを含む。)、児童	職員養成施設	う事業所、同条第6項に基づく地	職員養成施設		
福祉法第 12 条の4に基づく児童		域子育て支援拠点事業所、同条第			
を一時保護する一時保護施設、同		7項に基づく一時預かり事業所、			
法第 35 条第 10 項に基づく職員養	児童自立生活援助事	同条第8項に基づく小規模住居	児童自立生活援助事		
成施設、同法第6条の3第1項に	業所	型児童養育事業を行う事業所、子	業所		
基づく児童自立生活援助事業を行		ども・子育て支援法(平成 24 年			
う事業所、同条の3第3項に基づ		法律第65号)第59条第1号に基			
く子育て短期支援事業所、同条第	子育て短期支援事業	づく利用者支援事業所、母子保健	地域子育て支援拠点		
6項に基づく地域子育て支援拠点	<u>所</u>	法 (昭和 40 年法律第 141 号) 第	事業所		
事業所、同条第7項に基づく一時		17 条の2に基づく産後ケア事業			
預かり事業所、同条第8項に基づ		を行う施設、平成 11 年 1 月 7 日			
く小規模住居型児童養育事業を行	地域子育て支援拠点	児発第 14 号厚生省児童家庭局長	一時預かり事業所		
う事業所、改正児童福祉法第6条	事業所	通知「子育て支援のための拠点施			
の3第 16 項に基づく社会的養護		設の設置について」に基づく子育			
自立支援拠点事業所、同条第 18 項		て支援のための拠点施設及び平	小規模住居型児童養		
に基づく妊産婦等生活援助事業	一時預かり事業所	成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第	育事業所		
所、同条第20項に基づく児童育成		49 号厚生労働省雇用均等・児童家			
支援拠点事業所、同法第10条の2		庭局長通知「市区町村子ども家庭			
第 1 項に基づくこども家庭センタ	小規模住居型児童養	総合支援拠点の設置運営等につ			
<u>一、</u> 子ども・子育て支援法 (平成 24	育事業所	いて」に基づく拠点			
年法律第65号)第59条第1号に					
基づく利用者支援事業所、母子保					
健法(昭和40年法律第141号)第	社会的養護自立支援				
17条の2に基づく産後ケア事業を	<u>拠点事業所</u>				
行う施設、平成11年1月7日児発					
第 14 号厚生省児童家庭局長通知					
「子育て支援のための拠点施設の	妊産婦等生活援助事				
設置について」に基づく子育て支	<u>業所</u>				
援のための拠点施設及び平成 29					
年3月31日雇児発0331第49号厚					
生労働省雇用均等・児童家庭局長	児童育成支援拠点事				
通知「市区町村子ども家庭総合支	<u>業所</u>				
援拠点の設置運営等について」に					
基づく拠点					
	こども家庭センター				
	利用者支援事業所		利用者支援事業所		
	産後ケア事業を行う 施設		産後ケア事業を行う 施設		
	子育て支援のための		子育て支援のための		

	新				IB						
	拠点施設				拠点施設						
	市区町村子ども家庭				 市区町村子ども家庭						
	総合支援拠点				総合支援拠点						
(2)上記以外の施設であって、当	その他施設			(2)上記以外の施設であって、当	その他施設						
該施設について国が当該施設の				該施設について国が当該施設の							
設置及び運営についての基準を				設置及び運営についての基準を							
定めており、かつ、こども家庭				定めており、かつ、こども家庭							
庁長官が特に整備の必要を認め				庁長官が特に整備の必要を認め							
るもの				るもの							

- 働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」(以下「地域子育て支援拠 点事業実施要綱」という。)に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週 3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める 「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の ④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。
- (注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・ 保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業 主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

(2) 障害児施設等

区 分	大	分	類	中	分	類	小	分	類
(1)児童福祉法第6条の2の2第 1項に規定する障害児通所支援 事業(同条第2項に規定する児童 発達支援、同条第4項に規定する 放課後等デイサービスに限る。) を行う事業所、同条第5項に規定 する居宅訪問型児童発達支援を 行う事業所、同条第6項に規定す る保育所等訪問支援を行う事業 所、同条第7項に規定する障害児 相談支援を行う事業所並びに同 法第7条に規定する障害児入所 施設及び児童発達支援センター	放ス居支保業障所	後 業所 訪問型 事業所 訴	援事業所 イサービ 児童 接事 大援事業						
					己入所施 逢達支援	設センター	医療型 福祉型 ンター	障害児 児童発 -	入所施設 入所施設 達支援セ 達支援セ

- (注1)本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号厚生労 📗 (注1)本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号厚生労 働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」(以下「地域子育て支援拠 点事業実施要綱」という。) に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週 3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める 「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の ④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。
 - (注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・ 保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企 業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

(2) 障害児施設等

区 分		大	分	類	中	分	類	小	分	類
(1)児童福祉法第6条の2の1項に規定する障害児通所事業(同条第2項に規定する発達支援、同条第4項に規定放課後等デイサービスに限さを行う事業所、同条第5項にする居宅訪問型児童発達支行う事業所、同条第7項に規定する障相談支援を行う事業所並び法第7条に規定する障害児権設及び児童発達支援センタ	支児す。規援定事害に入援童る)定をす業児同所	放ス居支保業障所	後 業 訪事所	援 イ 児 問 支 st ボード 産 麦 援 事 業 単 業 ま 業 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま						
						児入所施		医療型 福祉型 ンター	障害児 <i>)</i> 児童発 -	入所施設 入所施設 達支援セ
					児童	発達支援	きセンター	医療型	児童発	達支援セ

	新				Iβ					
		ンター					ンター			
(2)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設			(2)上記以外の施設であって、当 該施設について国が当該施設の 設置及び運営についての基準を 定めており、かつ、こども家庭 庁長官が特に整備の必要を認め るもの	その他施設					

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備內容
新影	創 設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業(以下「耐震化等整備事業」という。)のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするととも に既存施設の改築整備 (一部改築を含む。)をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備 (一部改築を含む。) をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡	拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を 図る整備をすること。

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種	類	整備区分	整 備 内 容
新	設	創 設	新たに施設を整備すること。
修	理	大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁 成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規 模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
			地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業(以下「耐震化等整備事業」という。)のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改			既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	~=	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするととも に既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
		改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備 (一部改築を 含む。) をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡	張	拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を 図る整備をすること。

		新				IE
整備	スプリンクラ 一設備等整備	令和5年8月22日こ成事第422号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。	整	備	スプリンクラ 一設備等整備	令和5年8月22日こ成事第422号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間児童 福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。			老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
	児童相談所一 時保護施設に おける受入体 制強化を図る ための整備	令和5年8月22日こ成事第440号こども家庭庁成育局長通知 「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための 整備の特例的な取扱について」により整備をすること。			児童相談所一 時保護施設に おける受入体 制強化を図る ための整備	令和5年8月22日こ成事第440号こども家庭庁成育局長通知 「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための 整備の特例的な取扱について」により整備をすること。
	防犯対策強化 に係る整備	令和5年8月22日こ成事第429号こども家庭庁成育局長通知 「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」 により整備をすること。			防犯対策強化に係る整備	令和5年8月22日こ成事第429号こども家庭庁成育局長通知 「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」 により整備をすること。
	応急仮設施設 整備	令和5年8月22日こ成事第428号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。			応急仮設施設 整備	令和5年8月22日こ成事第428号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の 国庫補助の取扱いについて」により整備すること。
	避難スペース 整備	令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知 「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け 避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備 をすること。			避難スペース 整備	令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知 「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け 避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備 をすること。

(事業の種類)

- 6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
- (1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業((4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
等を除く。)	児童福祉法第35条第2項又は第3項 改正児童福祉法第44条の3第1項(里親支援センター)	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市町村
イ児童相談所一時保護施設	児童福祉法第 12 条の 4	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市(特別区を 含む。)

(事業の種類)

- 6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
- (1)次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業((4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体		
(1)児童福祉法に基づく施設等				
ア 児童福祉施設 (障害児施設等を除く。)	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市町村		
イ 児童相談所一時保護施設 	児童福祉法第 12 条の 4	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市(特別区を 含む。)		

	新 新				
ウ 職員養成施設	児童福祉法第 35 条第 10 項	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市町村	ウ 職員養成施設	児童福祉法第 35 条第 10 項	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市町村
ェ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市町村	ェ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市町村
<u>オ 子育で短期支援事業所</u>	児童福祉法第6条の3第3項	指定都市、中核市若しくは 市町村			
<u>h</u> 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは 市町村	<u>★</u> 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは 市町村
<u>キ</u> 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市、中核市若しくは 市町村	カ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市、中核市若しくは 市町村
// 小規模住居型児童養育事業 所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市町村	<u>*</u> 小規模住居型児童養育事業 所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市町村
<u>ケ</u> 社会的養護自立支援拠点事 <u>業所</u>	改正児童福祉法第6条の3第16項	<u>都道府県又は指定都市、中</u> <u>核市若しくは市町村</u>			
<u>」 妊産婦等生活援助事業所</u>	改正児童福祉法第6条の3第18項	都道府県又は指定都市、中 核市若しくは市町村			
<u> </u>	改正児童福祉法第6条の3第20項	指定都市、中核市若しくは 市町村			
<u>シ こども家庭センター</u>	改正児童福祉法第10条の2	指定都市、中核市若しくは <u>市町村</u>			
<u>7</u> 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	指定都市、中核市若しくは 市町村	<u>/</u> 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	指定都市、中核市若しくは 市町村
<u>セ</u> 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第 17 条の 2	指定都市、中核市若しくは 市町村	<u>ゲ</u> 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第 17 条の 2	指定都市、中核市若しくは 市町村
<u>ソ</u> 子育て支援のための拠点施 設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家 庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の 設置について」	指定都市、中核市若しくは 市町村	— 設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家 庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の 設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村
<mark>9</mark> 市区町村子ども家庭総合支 援拠点	平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生 労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町 村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等につ	指定都市、中核市、市町村	援拠点	平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生 労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町 村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等につ	指定都市、中核市、市町村

	新	
	いて」	
(2)その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核
		市、市町村

- (2) (1) の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号) 第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業(以下「PFI事業」という。)。
- (3) 令和5年8月22日こ成事第437号こども家庭庁成育局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。
- (4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設(助産施設、乳児 院、母子生活支援施設、児童養 護施設、児童心理治療施設、児 童自立支援施設に限る。)	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核 市若しくは市町村
亻児童相談所一時保護施設	児童福祉法第 12 条の 4	都道府県又は指定都市、中核 市若しくは市(特別区を含 む。)

(5)次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは中核市(障害児入所施設及び児童発達支援センターにかかる整備は児童相談所設置市に限る。)が行う補助事業((8)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字 社、公益社団法人又は公益財 団法人
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第 35 条第 4 項	児童福祉法第34条の3第2 項に基づき事業を実施する法
り 児童発達支援事業所、放課後等 デイサービス事業所、居宅訪問	児童福祉法第34条の3第2項	人(社会福祉法人、医療法 人、日本赤十字社、公益社団

	IH		
	いて」		
(2)その他施設		都道府県、指定都市、中核 市、市町村	

ΙĦ

- (2) (1) の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業(以下「PFI事業」という。)。
- (3) 令和5年8月22日こ成事第437号こども家庭庁成育局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。
- (4)次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉法に基づく施設等 7 児童福祉施設(助産施設、乳児 院、母子生活支援施設、児童養 護施設、児童心理治療施設、児 童自立支援施設に限る。)	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核 市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第 12 条の 4	都道府県又は指定都市、中核 市若しくは市(特別区を含 む。)

(5)次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは中核市(障害児入所施設及び児童発達支援センターにかかる整備は児童相談所設置市に限る。)が行う補助事業((8)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字 社、公益社団法人又は公益財 団法人
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	児童福祉法第34条の3第2 項に基づき事業を実施する法
り 児童発達支援事業所、放課後等 デイサービス事業所、居宅訪問	児童福祉法第34条の3第2項	人(社会福祉法人、医療法 人、日本赤十字社、公益社団

	新			旧	
型児童発達支援事業所、保育所		法人、一般社団法人、公益財	型児童発達支援事業所、保育所		法人、一般社団法人、公益財
等訪問支援事業所及び障害児相		団法人、一般財団法人、NPO	等訪問支援事業所及び障害児相		団法人、一般財団法人、NP0
談支援事業所		法人、営利法人等)	談支援事業所		法人、営利法人等)

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業((7)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	事業((7)に掲げる耐農化等整偏事身 ②設置根拠等	③設置主体
	心 以直状旋守	
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設(障害児施設等を		
除く。)	改正児童福祉法第44条の3第1項	社会福祉法人、日本赤十字社
	(里親支援センター)	(児童厚生施設を除く。)、
		公益社団法人、公益財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	又は都道府県又は指定都市、
		中核市若しくは市町村が認め
<u>ウ 子育て短期支援事業所</u>	児童福祉法第6条の3第3項	た法人(児童福祉施設を除
		<)
<u></u> 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	
★ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	
<u>n</u> 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	
<u>*</u> 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	
<u> 2 社会的養護自立支援拠点事業所</u>	改正児童福祉法第6条の3第16項	
ケ 妊産婦等生活援助事業所	改正児童福祉法第6条の3の第18項	
<u> </u>	改正児童福祉法第6条の3第20項	
世 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第 17 条の 2	
(2) その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準	社会福祉法人、日本赤十字
	等	社、公益社団法人又は公益財
		団法人

(注)「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあっては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあっては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、子育で短期支援事業所にあっては同法第6条の3第3項、地域子育で支援拠点事業所にあっては同法第6条の3第6項、一時預かり事業所にあっては同法第6条の3第7項、社会的養護自立支援拠点事業所にあっては改正児童福祉法第6条の3第16項、妊産婦等生活援助事業所にあっては同法第6条の3の第18項、児童育成支援拠点事業所にあっては同法第6条の3第20項、利用者支援事業所にあっては子ども・子育で支援法第59条第1号、母子保健法第17条の2に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

(6)次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業((7)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

②設置根拠等	③設置主体
児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社 (児童厚生施設を除く。)、
児童福祉法第6条の3第1項	公益社団法人、公益財団法人 又は都道府県又は指定都市、 中核市若しくは市町村が認め た法人(児童福祉施設を除 く)
児童福祉法第6条の3第6項	
児童福祉法第6条の3第7項	
児童福祉法第6条の3第8項	
子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	
母子保健法第 17 条の 2	
別途こども家庭庁長官が定める基準	社会福祉法人、日本赤十字
	児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第6条の3第1項 児童福祉法第6条の3第6項 児童福祉法第6条の3第7項 児童福祉法第6条の3第8項 子ども・子育て支援法第59条第1号

(注)「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあっては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあっては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、地域子育て支援拠点事業所にあっては同法第6条の3第6項、一時預かり事業所にあっては同法第6条の3第7項、利用者支援事業所にあっては子ども・子育て支援法第59条第1号、母子保健法第17条の2に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

(7) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

新

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設(助産施設、乳児院、 母子生活支援施設、 児童養護施 設、児童心理治療施設、児童自立支 援施設に限る。)	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字 社、公益社団法人又は公益財 団法人

(8) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設(障害児入所施設に限 る。)	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字 社、公益社団法人又は公益財 団法人

(交付金の対象除外)

- 7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。
- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
- (3)職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

- 8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1)以下のi~iiiの要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』(令和3年2月4日付け子家発0204第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院若しくは児童養護施設に係る整備事業
- i 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること。

(7)次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

旧

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設(助産施設、乳児院、 母子生活支援施設、 児童養護施	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財
設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。)		団法人
1友他政(に)収る。 /		

(8)次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設(障害児入所施設に限 る。)	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字 社、公益社団法人又は公益財 団法人

(交付金の対象除外)

- 7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。
- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
- (3)職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

- 8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。
 - ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1)以下のi~iiiの要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』(令和3年2月4日付け子家発0204第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院若しくは児童養護施設に係る整備事業
- i 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること。

- ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。
- ※ 乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備 計画であること」
- iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。
- ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 又は別表 1-2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 又は別表 1-2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。
- (2) 産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業
 - ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。
 - (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
 - (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を 算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
 - イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
 - (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
 - (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その 他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の 額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比

- ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。
- ※ 乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備 計画であること」
- iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ 地域分散化させる整備計画を策定すること。
- ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 又は別表 1-2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 又は別表 1-2 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。
- (2) 産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業
 - ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。
 - (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
 - (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額 を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
 - イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
 - (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
 - (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 - (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比

較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) <u>令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場</u>所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を 算出する。
- (ウ)工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数 に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その 他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の 額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。
- $(\underline{4})$ (1) $\underline{\sim}$ (3) 以外の場合

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を 算出する。
- (ウ)工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(<u>3</u>) (1) <u>及び</u>(2) 以外の場合

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額 を算出する。
- (ウ)工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類に掲げられている施設の整備に係る 交付金の交付額の算定にあっては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表 2 「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08 を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

- (1)次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」「母子生活支援施設」及び「障害児入所施設」の整備事業 ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、 別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた 額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ)工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ)工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類に掲げられている施設の整備に係る 交付金の交付額の算定にあっては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設 (児童厚生施設を除く。) が豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条 第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和 44 年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表 2 「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08 を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

- (1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」「母子生活支援施設」及び「障害児入所施設」の整備事業 ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較 して少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。
- (2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」「児童心理治療施設」及び「障害児入所施設」の整備事業 ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

新

- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、 別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた 額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1-4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ)工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。
- (3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の整備事業 ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1 - 4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出す る。
- (ウ)工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。
- (2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」「児童心理治療施設」及び「障害児入所施設」の整備事業 ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

旧

- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1 4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較 して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。
- (3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の整備事業
- ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1 4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

新

- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。) を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ)工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。
- (4) 次の表の⑤欄に掲げる障害児施設等の整備事業
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、 別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた 額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ)工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

	1 区 分	2 対象施設の種類
1	沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 4 条第 1	助 産 施 設
	項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合(以	乳 児 院
	下「沖縄振興計画に基づく事業」という。)	母子生活支援施設
		障害児入所施設
2	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係	乳 児 院
	る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63	児童心理治療施設
	号) 第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基	障害児入所施設
	づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福	
	祉施設(木造施設の改築として行う場合)(以下「地震対策	
	緊急整備事業計画に基づく事業」という。)	
3	地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条	乳 児 院
	第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実	児童心理治療施設
	施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設	障害児入所施設
	(木造施設の改築として行う場合)(以下「地震防災緊急事	
	業五箇年計画に基づく事業」という。)	
4	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措	児童福祉施設等(児童家庭支援
	置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津	センター、 <u>里親支援センター、</u>
	波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、	職員養成施設、その他施設を除
	同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海	
	溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措 要は、(現代 16 年) 特別 第 11 条第 1 項 2 世 2 世 2 世 2 世 2 世 2 世 2 世 2 世 2 世 2	障害児施設等
	置法 (平成 16 年法律第 27 号) 第 11 条第 1 項に規定する津波	

避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同

項第4号に基づき政令で定める施設

- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。) を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。
- ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。
- (4) 次の表の⑤欄に掲げる障害児施設等の整備事業
- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

	1 区 分		2	対象	良施設	の種	類	
6	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1	助		産		施	設	
	項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合(以	乳			児		院	
	下「沖縄振興計画に基づく事業」という。)	母	子	生	舌 支	援	施設	
		障	害	児	入	所加	拖 設	
7	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係	乳			児		院	
	る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63	児	童	心其	里 治	療	施設	
	号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基	障	害	児	入	所 カ	拖 設	
	づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福							
	祉施設(木造施設の改築として行う場合)(以下「地震対策							
	緊急整備事業計画に基づく事業」という。)							
8	地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条	乳			児		院	
	第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実	児	童	心其	里 治	療	施設	
	施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設	障	害	児	入	所 カ	拖 設	
	(木造施設の改築として行う場合)(以下「地震防災緊急事							
	業五箇年計画に基づく事業」という。)							
9	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措	児童	宮祉	施設:	笑 (リ	日音家	庭支持	淫
	置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津				• ,,		() と、そ(
	波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、	他施		•		77.219	., .	
	同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海	障	害	· · ·	1 施	. 設	等	
	溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措							
	置法(平成 16 年法律第 27 号)第 11 条第 1 項に規定する津波							
	避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同							
	項第4号に基づき政令で定める施設							

新						
(以下「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業」という。)						
⑤ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合(以下「公害防止対策事業」という。)	障	害	児	施	設	等

(交付金の概算払)

10 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

- 11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- (1) 都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合((2)に掲げる場合を除く。)
- ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方厚生(支)局長の承認 を受けなければならない。
- ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、地方厚生 (支)局長の承認を受けなければならない。
- エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やか に地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加 した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの交付金 の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- カ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部 又は一部を国庫に納付させることがある。
- キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控 除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも 事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとと もに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の

(以下「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業」とい							
う。)							
⑩ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関	阻	章 害	児	施	設	等	
する法律(昭和 46 年法律第 70 号)第 2 条に規定する公害防							
止対策事業として行う場合							
(以下「公害防止対策事業」という。)							

旧

(交付金の概算払)

10 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

- 11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- (1) 都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合((2)に掲げる場合を除く。)
- ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄 する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支) 局長」という。)の承認を受けなければならない。
- イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。) する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加 した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの交付金 の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- カ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部 又は一部を国庫に納付させることがある。
- キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意 をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控 除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙7の様式により速やかに、遅くと も事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。 なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しな

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金 提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該 工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府 県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- ス この交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (2) 都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者(以下「社会福祉法人等」という。)が実施する施設整備事業に対して補助する場合
- ア (1)のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件
- イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助 金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- (ア) (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件

この場合において、「地方厚生(支)局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。

- (イ)事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (ウ)事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の 財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に 定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(エ)事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙7の様式に準じて速やかに、 遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核 市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税 及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている 場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金 提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該 工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府 県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- ス この交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (2) 都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者(以下「社会福祉法人等」という。)が実施する施設整備事業に対して補助する場合
- ア (1)のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件
- イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助 金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- (ア) (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件

この場合において、「地方厚生(支)局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。

- (イ)事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (ウ)事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(エ)事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙7の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費 税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行って いる場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、 指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。

- ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示す る場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。
- エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又 は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させること がある。

(申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方 厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12 に 定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生(支)局長は、12 又は 13 による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の 決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

15 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事 に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については 別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生(支)局長に報告しなければな らない。

(実績報告)

16 この交付金の事業の実績報告は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起 算して1月を経過した日(11の(1)のウ又は(2)のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に は、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方 厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日ま でに、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返環)

17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交 付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により8、12、13、15及び16に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あ

旧

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、 指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。

- ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示す る場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。
- エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又 は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させること がある。

(申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方 厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12 に 定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生(支)局長は、12 又は13 による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の 決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

15 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事 に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から 10 日以内に、また、工事進捗状況について は別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生(支)局長に報告しなければ ならない。

(実績報告)

16 この交付金の事業の実績報告は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起 算して1月を経過した日(11の(1)のウ又は(2)のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に は、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地 方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日 までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交 付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により8、12、13、15及び16に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あ

新	IΒ
かじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。	らかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1 - 1

算 定 基 準

新

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

別表 1 - 1

算 定 基 準

旧

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

	—————————————————————————————————————	(人) 有来、有效来、效果、加速	及び老朽民間児童福祉施設器 	≤ VĦ		启山 一	以、相来、相以采	、以来、加瓜	及び老朽民間児童福祉施設署 -	E.VIII
1 区分	2種目	3基準	4 対象経費	5 負担割合	1区分	2種目	3 基	準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	ア 定員1人当たり交付基礎	施設の整備(施設の整	別表 1 - 4	施設整備	本体工事費	ア 定員1人当7	たり交付基礎	施設の整備(施設の整	別表 1 - 4
		点数を適用する場合	備と一体的に整備される	のとおり			点数を適用する	る場合	備と一体的に整備される	のとおり
		(ア)別表2に掲げる定員1	ものであって、地方厚生				(ア) 別表2に打	掲げる定員1	ものであって、地方厚生	
		人当たり交付基礎点数に	(支) 局長が必要と認め				人当たり交付	 基礎点数に	(支) 局長が必要と認め	
		定員を乗じて得たものを	た整備を含む。)に必要				定員を乗じて	て得たものを	た整備を含む。)に必要	
		基準とする。	な工事費又は工事請負費				基準とする。		な工事費又は工事請負費	
		(イ)沖縄振興計画に基づく	(7に定める費用を除				(イ)沖縄振興語	計画に基づく	(7に定める費用を除	
		事業として行う場合には	く。)及び工事事務費				事業として行	 う場合には	く。)及び工事事務費	
		別表2に掲げる定員1人	(工事施工のため直接必				別表2に掲け	ずる定員1人	(工事施工のため直接必	
		当たり交付基礎点数に定	要な事務に要する費用で				当たり交付基	と 健点数に定	要な事務に要する費用で	
		員を乗じて得たものを基	あって、旅費、消耗品				員を乗じて得	身たものを基	あって、旅費、消耗品	
		準とする。	費、通信運搬費、印刷製				準とする。		費、通信運搬費、印刷製	
		(ウ) 地震対策緊急整備事業	本費及び設計監督料等を				(ウ) 地震対策勢	緊急整備事業	本費及び設計監督料等を	
		計画に基づく事業として	いい、その額は、工事費				計画に基づく	事業として	いい、その額は、工事費	
		行う場合には別表2に掲	又は工事請負費の2.6%に				行う場合には	は別表2に掲	又は工事請負費の2.6%に	
		げる定員1人当たり交付	相当する額を限度額とす				げる定員1人	、当たり交付	相当する額を限度額とす	
		基礎点数に定員を乗じて	る。)並びに既存建物の				基礎点数に定	E員を乗じて	る。)並びに既存建物の	
		得たものを基準とする。	買収のために必要な公有				得たものを基	と 準とする。	買収のために必要な公有	
		(エ) 地震防災緊急事業五箇	財産購入費(PFI 事業に限				(エ) 地震防災勢	緊急事業五箇	財産購入費(PFI 事業に限	
		年計画に基づく事業とし	る。)。ただし、別の補				年計画に基づ	づく事業とし	る。)。ただし、別の補	
		て行う場合には別表2に	助金等又はこの種目とは				て行う場合に	こは別表2に	助金等又はこの種目とは	
		掲げる定員1人当たり交	別の種目において別途交				掲げる定員	1人当たり交	別の種目において別途交	
		付基礎点数に定員を乗じ	付対象とする費用を除き				付基礎点数は	こ定員を乗じ	付対象とする費用を除き	
		て得たものを基準とす	(以下同じ。)、工事費又				て得たものる	を基準とす	(以下同じ。)、工事費又	
		る。	は工事請負費には、これ				る。		は工事請負費には、これ	
		(才) 津波避難対策緊急事業	と同等と認められる委託				(才) 津波避難対	対策緊急事業	と同等と認められる委託	
		計画に基づく事業として	費、分担金及び適当と認				計画に基づく	く事業として	費、分担金及び適当と認	
		行う場合には別表2に掲	められる購入費等を含む				行う場合には	は別表2に掲	められる購入費等を含む	
		げる定員1人当たり交付	(以下同じ。)。				げる定員1/	人当たり交付	(以下同じ。)。	
		基礎点数に定員を乗じて					基礎点数に気	定員を乗じて		
		得たものを基準とする。					得たものを	基準とする。		
		イ 1施設当たり交付基礎点					イ 1施設当たり	り交付基礎点		
		数を適用する場合					数を適用する場	場合		
		(ア) 別表2に掲げる1施設					(ア) 別表2に打	掲げる1施設		

新	旧
当たり交付基礎点数を基	当たり交付基礎点数を基
準とする。	準とする。
(イ) 沖縄振興計画に基づく	(イ)沖縄振興計画に基づく
事業として行う場合には	事業として行う場合には
別表 2 に掲げる 1 施設当	別表2に掲げる1施設当
たり交付基礎点数を基準	たり交付基礎点数を基準
とする。	とする。
(ウ) 地震対策緊急整備事業	(ウ) 地震対策緊急整備事業
計画に基づく事業として	計画に基づく事業として
行う場合には別表2に掲	行う場合には別表2に掲
げる1施設当たり交付基	げる1施設当たり交付基
礎点数を基準とする。	礎点数を基準とする。
(工) 地震防災緊急事業五箇	(工) 地震防災緊急事業五箇
年計画に基づく事業とし	年計画に基づく事業とし
て行う場合には別表2に	て行う場合には別表2に
掲げる1施設当たり交付	掲げる1施設当たり交付
基礎点数を基準とする。	基礎点数を基準とする。
(才) 津波避難対策緊急事業	(才) 津波避難対策緊急事業
計画に基づく事業として	計画に基づく事業として
行う場合には別表2に掲	行う場合には別表2に掲
げる1施設当たり交付基	げる1施設当たり交付基
礎点数を基準とする。	礎点数を基準とする。
ウ 1世帯当たり交付基礎点	
数を適用する場合	数を適用する場合
(ア) 別表 2 に掲げる 1 世帯	(ア) 別表 2 に掲げる 1 世帯
当たり交付基礎点数に定	当たり交付基礎点数に定
員(世帯)を乗じて得た	員(世帯)を乗じて得た
ものを基準とする。	ものを基準とする。
(イ)沖縄振興計画に基づく	(イ)沖縄振興計画に基づく
事業として行う場合には	事業として行う場合には
別表2に掲げる1世帯当	別表2に掲げる1世帯当
たり交付基礎点数に定員	たり交付基礎点数に定員
(世帯) を乗じて得たも	(世帯)を乗じて得たも
のを基準とする。	のを基準とする。
(ウ) 津波避難対策緊急事業	(ウ) 津波避難対策緊急事業
計画に基づく事業として	計画に基づく事業として
行う場合には別表2-1	行う場合には別表 2-1
及び2-2に掲げる1世	及び2-2に掲げる1世
帯当たり交付基礎点数に	帯当たり交付基礎点数に
定員(世帯)を乗じて得	定員(世帯)を乗じて得

新	旧
たものを基準とする。	たものを基準とする。
エ 1グループケア当たり交	エ 1グループケア当たり交
付基礎点数を適用する場合	付基礎点数を適用する場合
(ア) 別表 2 に掲げる 1 グル	(ア)別表2に掲げる1グル
ープケア当たり交付基礎	ープケア当たり交付基礎
点数にグループケア数を	点数にグループケア数を
乗じて得たものを基準と	乗じて得たものを基準と
する。	する。
(イ)沖縄振興計画に基づく	(イ)沖縄振興計画に基づく
事業として行う場合には	事業として行う場合には
別表2に掲げる1グルー	別表2に掲げる1グルー
プケア当たり交付基礎点	プケア当たり交付基礎点
数にグループケア数を乗	数にグループケア数を乗
じて得たものを基準とす	じて得たものを基準とす
る。 (ハ) は まし (大) で た 大() () () () () () () () () (3.
(ウ) 地震対策緊急整備事業	(ウ) 地震対策緊急整備事業
計画に基づく事業として	計画に基づく事業として
行う場合には別表2に掲	行う場合には別表 2 に掲
げる1グループケア当た	げる1グループケア当た
り交付基礎点数にグルー	り交付基礎点数にグルー
プケア数を乗じて得たも	プケア数を乗じて得たも
のを基準とする。	のを基準とする。
(工) 地震防災緊急事業五箇	(工) 地震防災緊急事業五箇
年計画に基づく事業とし	年計画に基づく事業とし
て行う場合には別表2に	で行う場合には別表2に
掲げる1グループケア当	掲げる1グループケア当
たり交付基礎点数にグル	たり交付基礎点数にグル
ープケア数を乗じて得た	ープケア数を乗じて得た
ものを基準とする。	ものを基準とする。
(才) 津波避難対策緊急事業	(才) 津波避難対策緊急事業
計画に基づく事業として	計画に基づく事業として
行う場合には別表 2 に掲	行う場合には別表 2 に掲
げる1グループケア当た	げる1グループケア当た
り交付基礎点数にグルー	り交付基礎点数にグルー
プケア数を乗じて得たも	プケア数を乗じて得たも
のを基準とする。	のを基準とする。
オー部改築及び拡張	オー部改築及び拡張
「次世代育成支援対策施	「次世代育成支援対策施
設整備交付金における一部	設整備交付金における一部
改築及び拡張に係る交付金	改築及び拡張に係る交付金

新	le l
の算定方法の取扱いについ	の算定方法の取扱いについ
て」(こ成事第 433 号令和	て」(こ成事第 433 号令和
5年8月22日)により算出	5年8月22日)により算出
されたものを基準とする。	されたものを基準とする。
カー豪雪地帯対策特別措置法	力。豪雪地帯対策特別措置法
第2条第2項の規定に基づ	第2条第2項の規定に基づ
き指定された特別豪雪地	き指定された特別豪雪地
帯、奄美群島振興開発特別	帯、奄美群島振興開発特別
措置法第1条に規定された	措置法第1条に規定された
奄美群島、離島振興法第2	奄美群島、離島振興法第2
条第1項の規定に基づき指	条第1項の規定に基づき指
定された離島振興対策実施	定された離島振興対策実施
地域、小笠原諸島振興開発	地域、小笠原諸島振興開発
特別措置法第4条第1項に	特別措置法第4条第1項に
規定された小笠原諸島又は	規定された小笠原諸島又は
沖縄振興特別措置法第3条	沖縄振興特別措置法第3条
第1項第3号に規定された	第1項第3号に規定された
離島のいずれかに所在する	離島のいずれかに所在する
場合は、上記に定める方法	場合は、上記に定める方法
により算定されたものに対	により算定されたものに対
して 0.08 を乗じて得たも	して 0.08 を乗じて得たも
のを加算する。	のを加算する。
キ・積雪寒冷地域(寒冷地手	キ・積雪寒冷地域(寒冷地手
当支給規則(昭和 39 年総	当支給規則(昭和 39 年総
理府令第33号)別表1に	理府令第33号)別表1に
掲げる地域(国家公務員の	掲げる地域(国家公務員の
寒冷地手当支給地域)とす	寒冷地手当支給地域)とす
る。)に所在する下記に掲	る。)に所在する下記に掲
げる対象施設の体育施設に	げる対象施設の体育施設に
あっては、別表 2 に定める	あっては、別表2に定める
交付基礎点数を基準とす	交付基礎点数を基準とす
る。	る。
ただし、地震対策緊急整	ただし、地震対策緊急整
備事業計画に基づく事業と	備事業計画に基づく事業と
して行う場合及び地震防災	して行う場合及び地震防災
緊急事業五箇年計画に基づ	緊急事業五箇年計画に基づ
く事業として行う場合に	く事業として行う場合に
は、別表2に定める交付基	は、別表2に定める交付基
礎点数を基準とする。	礎点数を基準とする。

	新		 旧				
	〈対象施設〉				〈対象施設〉		
	児童養護施設、児童心理治				児童養護施設、児童心理治		
	療施設、児童自立支援施設				療施設、児童自立支援施設		
	ク 地域に密着した独自の事				ク 地域に密着した独自の事		
	業を実施するための場等を				業を実施するための場等を		
	確保する整備であって、				確保する整備であって、		
	「次世代育成支援対策施設				「次世代育成支援対策施設		
	整備交付金における地域福				整備交付金における地域福		
	祉の推進等を図るためのス				祉の推進等を図るためのス		
	ペース(地域交流スペー				ペース(地域交流スペー		
	ス)の整備について」(こ				ス)の整備について」(こ		
	成事第435号令和5年8月				成事第435号令和5年8月		
	22 日)に定める基準に適合				22 日)に定める基準に適合		
	する整備を行うときは、別				する整備を行うときは、別		
	表2に定める交付基礎点数				表2に定める交付基礎点数		
	を基準とする。				を基準とする。		
	ケ 1拠点当たり交付基礎点				ケ 1拠点当たり交付基礎点		
	数を採用する場合				数を採用する場合		
	別表2に掲げる1拠点当				別表2に掲げる1拠点当		
	たり交付基礎点数を基準と				たり交付基礎点数を基準と		
	する。				する。		
	コ 公害防止対策事業として				コ 公害防止対策事業として		
	行う場合				行う場合		
	別表2に掲げる1施設当				別表2に掲げる1施設当		
	たり交付基礎点数を基準と				たり交付基礎点数を基準と		
	する。				する。		
特殊附帯工	別表2に掲げる1施設当た	特殊附帯工事費に必要な		特殊附帯工	別表2に掲げる1施設当た	特殊附帯工事費に必要な	
事費	り交付基礎点数を基準とす	工事費又は工事請負費		事費	り交付基礎点数を基準とす	工事費又は工事請負費	
	వ .				る 。		
解体撤去工	別表2に掲げる1単位当た	解体撤去に必要な工事費		解体撤去工	別表2に掲げる1単位当た	解体撤去に必要な工事費	
事費及び仮	り交付基礎点数を基準とす	又は工事請負費及び仮設		事費及び仮	り交付基礎点数を基準とす	又は工事請負費及び仮設	
設施設整備	る。	施設整備に必要な賃借		設施設整備	る。	施設整備に必要な賃借	
工事費		料、工事費又は工事請負		工事費		料、工事費又は工事請負	
		費				費	

新	III
(注)前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。 	(注)前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

新 旧 別表 1-2 別表 1-2 定 基 定 基 (別表1-1、別表1-3、別表3、別表4及び別表5に掲げる整備以外の事業) (別表1-1、別表1-3、別表3、別表4及び別表5に掲げる整備以外の事業) 1 区分 2種目 3 基 準 4 対象経費 5 負担割合 2種目 3 基 準 4 対象経費 5 負担割合 1 区分 施設の整備に必要な工事費別表1-4の 本体工事費 大規模修繕等、その他特別な工事 本体工事費 大規模修繕等、その他特別な工事 施設の整備に必要な工事費別表1-4の 施設整備 施設整備 費については、こども家庭庁長官が 又は工事請負費 (7に定める)とおり 費については、こども家庭庁長官が 又は工事請負費 (7に定める)とおり 必要と認めた点数とする。ただし、 |費用を除く。)及び工事事務| 必要と認めた点数とする。ただし、 |費用を除く。)及び工事事務| 第4欄に定める対象経費の実支出額 | 費(工事施工のため直接必要 第4欄に定める対象経費の実支出額 費 (工事施工のため直接必要 を2,000 (児童厚生施設 (令和5年 な事務に要する費用であっ を2,000(児童厚生施設については な事務に要する費用であっ 12月19日こ成事第568号こども家庭 て、旅費、消耗品費、通信運 3,000) で除して得た点数(以下「 て、旅費、消耗品費、通信運 庁成育局長通知「児童厚生施設にお|搬費、印刷製本費及び設計監 実支出額を2,000 (児童厚生施設に 搬費、印刷製本費及び設計監 ける「こどもの居場所」としての機 | 督料等をいい、その額は、工| ついては3,000)で除して得た点数 | 督料等をいい、その額は、工 能強化を図るための整備について」 事費又は工事請負費の2.6% 」という。)がこれに満たないとき 事費又は工事請負費の2.6% で定めた整備に該当する場合は除く は、実支出額を2,000 (児童厚生施 に相当する額を限度額とす に相当する額を限度額とす 設については3,000)で除して得た る。。。 ,以下本表及び次表において同じ。 る。)。 点数とする。) については3,000) で除して得た ただし、別の補助金等又 ただし、別の補助金等又 点数(以下「実支出額を2,000(児 はこの種目とは別の種目に はこの種目とは別の種目に 童厚生施設については3,000)で除 おいて別途交付対象とする おいて別途交付対象とする して得た点数」という。)がこれに | 費用を除き(以下同 費用を除き(以下同 満たないときは、実支出額を2,000 じ。)、工事費又は工事請 じ。)、工事費又は工事請 (児童厚生施設については3,000) 負費には、これと同等と認 負費には、これと同等と認 で除して得た点数とする。 められる委託費、分担金及 められる委託費、分担金及 耐震化等整備事業における大規模 び適当と認められる購入費 耐震化等整備事業における大規模「び適当と認められる購入費 修繕等については、次のいずれか低 | 等を含む(以下同じ。)。 修繕等については、次のいずれか低 | 等を含む(以下同じ。)。 い方の価格を基準にこども家庭庁長 い方の価格を基準にこども家庭庁長 官が必要と認めた点数とする。 官が必要と認めた点数とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町 (1) 公的機関(都道府県又は市町 村の建築課等)の見積り 村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積りを (2) 工事請負業者2社の見積りを 比較して、低い方の見積り 比較して、低い方の見積り スプリンク 別表2による「交付基礎点数表」 スプリンク 別表2による「交付基礎点数表」 スプリンクラー設備等に スプリンクラー設備等に に基づき、算出された 必要な工事費又は工事請負 に基づき、算出された 必要な工事費又は工事請負 ラー設備等 ラー設備等 工事費 ものを基準とする。 工事費 ものを基準とする。 (既存施設) (既存施設)

	新			旧	
仮設施設整備	大規模修繕等については、こども	仮設施設整備に必要な賃借	仮設施設整備	大規模修繕等については、こども	仮設施設整備に必要な賃借
匚事費	家庭庁長官が必要と認めた点数とす	料、工事費又は工事請負費	工事費	家庭庁長官が必要と認めた点数とす	料、工事費又は工事請負費
	る。ただし、第4欄に定める対象経			る。ただし、第4欄に定める対象経	
	費の実支出額を2,000(児童厚生施			費の実支出額を2,000(児童厚生施	
	設については3,000) で除して得た			設については3,000) で除して得た	
	点数がこれに満たないときは、実支			点数(以下「実支出額を2,000(児	
	出額を2,000(児童厚生施設につい			童厚生施設については3,000) で除	
	ては3,000)で除して得た点数とす			して得た点数」という。)がこれに	
	3			満たないときは、実支出額を2,000	
				(児童厚生施設については3,000)	
				で除して得た点数とする	
	耐震化等整備事業における大規模			耐震化等整備事業における大規模	
	修繕等については、次により算出さ			修繕等については、次により算出さ	
	れたものを基準とする。			れたものを基準とする。	
	ア 定員1人当たり交付基礎点数を			ア 定員1人当たり交付基 礎点数	
	適用する場合			を適用する場合	
	別表2に掲げる定員1人当たり			 別表2に掲げる定員1人当たり	
	交付基礎点数に定員を乗じて得た			交付基礎点数に定員を乗じて得た	
	ものを基準とする。			ものを基準とする。	
	イ 1世帯当たり交付基礎点数を適			イ 1世帯当たり交付基礎 点数を	
	用する場合			適用する場合	
	別表2に掲げる1世帯当たり交			別表2に掲げる1世帯当たり交	
	付基礎点数に定員(世帯)を乗じ				
				付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たよのた某業による	
	て得たものを基準とする。			て得たものを基準とする。	
	1	<u>ı</u>			<u> </u>

			応急仮設施設 次のいずれか低い方の価格を基準に	障害児施設等の災害復旧に
N/L 1	でも家庭庁長官が必要と認めた点	必要な賃借料、工事費又は	整備 こども家庭庁長官が必要と認めた点	必要な賃借料、工事費又は
数と	:する。	工事請負費	数とする。	工事請負費
		ただし、次に定める費用は		ただし、次に定める費用は
(1) 公的機関(都道府県又は市	除く。	(2) 公的機関(都道府県又は市	除く。
	町村の建築課等)の見積り	(1) 交付要綱7(2)	町村の建築課等)の見積り	(1) 交付要綱7(2)
		(3) に定める費用		(3)に定める費用
(2	2) 工事請負業者の見積り	(2) 土地の買収又は整	(2) 工事請負業者の見積り	(2) 土地の買収又は鏨
	なお、これにより難い特別の	地に要する費用(災害	なお、これにより難い特別の	地に要する費用(災害
	事情があるときは、こども家	による地形地盤の変動	事情があるときは、こども家	による地形地盤の変動
	庭庁長官が必要と認める点数	によって生じた地割れ	 庭庁長官が必要と認める点数	によって生じた地割れ
	とする。	等の復旧に要する費用	とする。	等の復旧に要する費用
		を除く。)		を除く。)
		(3)門、囲障、構内の雨		(3)門、囲障、構内 <i>0</i>
		水排水設備及び構内通		雨水排水設備及び構り
		路等の外構整備に要す		通路等の外構整備に関
		る費用		する費用
		(4) 災害復旧事業以外		(4) 災害復旧事業以外
		の事業の工事施工中に		の事業の工事施工中に
		生じた災害に係るも		生じた災害に係るす
		<i>の</i> 。		の。
		(5) 明らかに設計の不		(5) 明らかに設計の7
		備又は工事施工の粗漏		備又は工事施工の粗源
		に起因して生じたもの		に起因して生じたもの
		と認められる災害に係		と認められる災害に係
		るもの。		るもの。
		(6)その他災害復旧費		(6) その他災害復旧
		として適当と認められ		として適当と認められ
		ない費用		ない費用
		(7)別の補助金等又は		(7)別の補助金等又に
		この種目とは別の種目		この種目とは別の種目
		において別途交付対象		において別途交付対象
		とする費用		とする費用
l				<u> </u>

新 旧 別表 1-3 別表 1-3 定 基 算 定 基 (防犯対策強化に係る整備) (防犯対策強化に係る整備) 1区分 2種目 3 基 準 4 対象経費 5 負担割合 1 区分 2種目 3 基 準 4 対象経費 5 負担割合 施設整備 本体工事費|防犯対策強化に係る整備に 防犯対策強化に係る整 | 別表1-4 施設整備 本体工事費 防犯対策強化に係る整備に 防犯対策強化に係る整 別表1-4 ついては、次の取り扱いと | 備に必要な工事費又は工 | のとおり ついては、次の取り扱いと | 備に必要な工事費又は工 | のとおり する。 事請負費(7に定める費 する。 事請負費(7に定める費 用を除く。)及び工事事 用を除く。)及び工事事 ア 門、フェンス等の外構 | 務費 (工事施工のため直 ア 門、フェンス等の外構 務費 (工事施工のため直 の設置、修繕等 接必要な事務に要する費 の設置、修繕等 接必要な事務に要する費 次のいずれかの低い方 用であって、旅費、消耗 次のいずれかの低い方 用であって、旅費、消耗 の価格を2,000(児童厚生 品費、通信運搬費、印刷 の価格を2,000(児童厚生 品費、通信運搬費、印刷 施設については3,000)で 製本費及び設計監督料等 施設については3,000)で 製本費及び設計監督料等 除した点数を基準とするをいい、その額は、工事 除した点数を基準とするをいい、その額は、工事 費又は工事請負費の2.6 費又は工事請負費の2.6 %に相当する額を限度額 |%に相当する額を限度額 (1)公的機関(都道府県 とする。)。 (1) 公的機関(都道府県 とする。)。 ただし、別の補助金等 ただし、別の補助金等 又は市町村の建築課 又は市町村の建築課 等)の見積り 又はこの種目とは別の種 等)の見積り 又はこの種目とは別の種 目において別途交付対象 目において別途交付対象 (2) 工事請負業者2社の とする費用を除き、工事 (2) 工事請負業者2社の とする費用を除き、工事 見積りを比較して、 費又は工事請負費には、 費又は工事請負費には、 見積りを比較して、 これと同等と認められる これと同等と認められる 低い方の見積り 低い方の見積り 委託費、分担金及び適当 委託費、分担金及び適当 |※ただし、見積り額につい | と認められる購入費等を ※ただし、見積り額につい と認められる購入費等を て、入所施設は1,000,000 含む。 て、入所施設は1,000,000 含む。 円未満、入所施設以外の 円未満、入所施設以外の 施設は300,000円未満の場 施設は300,000円未満の場 合は本事業の対象としな 合は本事業の対象としな い。 イ 非常通報装置等の設置 イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方 次のいずれかの低い方 の価格を2,000(児童厚生 の価格を2,000 (児童厚生 施設については3,000) で 施設については3,000) で 除した点数と900点を比較 除した点数と900点を比較 して、いずれか少ない方 して、いずれか少ない方 の点数を基準とする。 の点数を基準とする。

新		IB	
(1) 公的機関(都道府県		(1) 公的機関(都道府県	
又は市町村の建築課		又は市町村の建築課	
等)の見積り		等)の見積り	
(2) 工事請負業者2社の		(2) 工事請負業者2社の	
見積りを比較して、		見積りを比較して、	
低い方の見積り		低い方の見積り	
		EL 27 32 JULY	
※ただし、見積り額につい		※ただし、見積り額につい	
て、300,000円未満の場合		て、300,000円未満の場合	
は本事業の対象としない。		は本事業の対象としない。	
は本事素の対象としない。		は本事素の対象としない。	

新 旧

別表 1 - 4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県(本表において指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。)、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の8(1)の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道	市
		府県	町村
市町村が設置する場合	2/3	(-)	[1/3]
・乳児院			
・児童養護施設			
都道府県が設置する場合	2/3	[1/3]	[-]
・乳児院			
・児童養護施設			

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

区分	玉	都道	市	設置
		府県	町村	主体
市町村が設置主体に補助する場合	2/3	[-]	[1/12]	[1/4]
• 乳児院				
• 児童養護施設				
都道府県が設置主体に補助する場合	2/3	[1 / 1 2]	[-]	[1/4]
• 乳児院				
• 児童養護施設				

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

別表 1 - 4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県(本表において指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。)、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の8(1)の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	玉	都道	市
		府県	町村
市町村が設置する場合	2/3	[-]	[1/3]
• 乳児院			
• 児童養護施設			
都道府県が設置する場合	2/3	[1/3]	(-)
• 乳児院			
• 児童養護施設			

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

区分	国	都道	市	設置
		府県	町村	主体
市町村が設置主体に補助する場合	2/3	[-]	[1 / 1 2]	[1/4]
・乳児院				
• 児童養護施設				
都道府県が設置主体に補助する場合	2/3	[1 / 1 2]	[-]	[1/4]
・乳児院				
• 児童養護施設				

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

杉I

②交付要綱の8(2)の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が市町村の場合

区分	玉	都道	市
		府県	町村
市町村が設置する場合	2/3	(-)	[1/3]
・産後ケア事業を行う施設			

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

区分	玉	都道	市	設置
		府県	町村	主体
市町村が設置主体に補助する場合	2/3	[-]	[1 / 1 2]	[1/4]
・産後ケア事業を行う施設				
都道府県が設置主体に補助する場合	2/3	[1 / 1 2]	[-]	[1/4]
・産後ケア事業を行う施設				

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③交付要綱の8 (3) の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道	市
		府県	町村
児童厚生施設(市町村が設置する場合)	1/2	$\left(\frac{1/4}{}\right)$	$\left(\frac{1/4}{}\right)$
児童厚生施設(都道府県が設置する場合)	1/2	$\left(\frac{1/2}{}\right)$	(=)

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

<u>区分</u>	国	都道	<u>市</u>	設置
		府県	町村	<u>主体</u>
<u>児童厚生施設</u>	1/2	(<u>_</u>)	$\left(\frac{1}{4}\right)$	[1/4]
(市町村が設置主体に補助する場合)				
児童厚生施設	1/2	$\left(\frac{1/4}{}\right)$	(<u> </u>	[1/4]
(都道府県が設置主体に補助する場合)				

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

②交付要綱の8 (2) の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が市町村の場合

区分	国	都道	市
		府県	町村
市町村が設置する場合	2/3	[-]	[1/3]
・産後ケア事業を行う施設			

旧

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

区分	玉	都道	市	設置
		府県	町村	主体
市町村が設置主体に補助する場合	2/3	[-]	[1/12]	[1/4]
・産後ケア事業を行う施設				
都道府県が設置主体に補助する場合	2/3	[1 / 1 2]	[-]	[1/4]
・産後ケア事業を行う施設				

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

li li

<u>④</u>交付要綱の8(<u>4</u>)の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	玉	都道	市
		府県	町村
児童厚生施設(市町村が設置する場合)	1/3	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設(都道府県が設置する場合)	1/3	(2/3)	(-)
児童厚生施設以外(市町村が設置する場合)	1/2		[1/2]
児童厚生施設以外(都道府県が設置する場合)	1/2	[1/2]	(-)

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

2. 施队》及巨工件从以间(位入中)》则目				
区分	玉	都道	市	設置
		府県	町村	主体
児童厚生施設	1/3	[-]	[1/3]	[1/3]
(市町村が設置主体に補助する場合)				
児童厚生施設	1/3	[1/3]	[-]	[1/3]
(都道府県が設置主体に補助する場合)				
児童厚生施設以外	1/2	[-]	[1/4]	[1/4]
(市町村が設置主体に補助する場合)				
障害児施設等	1/2	1/4	_	1/4
(都道府県が設置主体に補助する場合)				
児童厚生施設及び障害児施設等以外	1/2	[1/4]	(-)	[1/4]
(都道府県が設置主体に補助する場合)				

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③交付要綱の8 (3) の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	玉	都道	市
		府県	町村
児童厚生施設(市町村が設置する場合)	1/3	[1/3]	[1/3]
児童厚生施設(都道府県が設置する場合)	1/3	[2/3]	(-)
児童厚生施設以外(市町村が設置する場合)	1/2	(-)	[1/2]
児童厚生施設以外(都道府県が設置する場合)	1/2	[1/2]	(-)

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

区分	玉	都道	市	設置
		府県	町村	主体
児童厚生施設	1/3	[-]	[1/3]	[1/3]
(市町村が設置主体に補助する場合)				
児童厚生施設	1/3	[1/3]	(-)	[1/3]
(都道府県が設置主体に補助する場合)				
児童厚生施設以外	1/2	[-]	[1/4]	[1/4]
(市町村が設置主体に補助する場合)				
障害児施設等	1/2	1/4	_	1/4
(都道府県が設置主体に補助する場合)				
児童厚生施設及び障害児施設等以外	1/2	[1/4]	(-)	[1/4]
(都道府県が設置主体に補助する場合)				

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

新

別表 1-4

交付要綱の9 (国の財政上の特別措置) に基づく整備

①沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	玉	都道	市
		府県	町村
市町村が設置する場合	2/3	[-]	[1/3]
・乳児院			
都道府県が設置する場合	2/3	[1/3]	(-)
・乳児院			
市町村が設置する場合	3/4	[_]	[1/4]
・助産施設			
・母子生活支援施設			
都道府県が設置する場合	3/4	[1/4]	[-]
・助産施設			
母子生活支援施設			

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

区分	国	都道	市	設置
		府県	町村	主体
市町村が補助する場合	2/3	[-]	[1 / 1 2]	[1/4]
・乳児院				
都道府県が補助する場合	2/3	[1 / 1 2]	(-)	(1/4)
・乳児院				
都道府県が補助する場合	2/3	1 / 6	_	1/6
・障害児入所施設(主として、知的障害のある				
児童を入所させるものに限る。)				
市町村が補助する場合	3/4	[-]	[1/8]	[1/8]
・助産施設				
・母子生活支援施設				
都道府県が補助する場合	3/4	[1/8]	(-)	[1/8]
・助産施設				
・母子生活支援施設				
都道府県が補助する場合	4/5	1/10	_	1/10
・障害児入所施設				
(主として、重症心身障害児(児童福祉法第7				
条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を				
入所させる施設に限る。)				

別表 1 - 4

交付要綱の9 (国の財政上の特別措置) に基づく整備

①沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道	市
		府県	町村
市町村が設置する場合	2/3	(–)	[1/3]
・乳児院			
都道府県が設置する場合	2/3	[1/3]	(-)
・乳児院			
市町村が設置する場合	3/4	(–)	[1/4]
・助産施設			
・母子生活支援施設			
都道府県が設置する場合	3/4	$\left(1/4\right)$	(-)
・助産施設			
・母子生活支援施設			

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

2. 旭队》及国工体》以间(位入4)》3. 6	ı	ı	ı	1
区分	国	都道	市	設置
		府県	町村	主体
市町村が補助する場合	2/3	(-)	[1 / 1 2]	[1/4]
・乳児院				
都道府県が補助する場合	2/3	(1/12)	(-)	(1/4)
・乳児院				
都道府県が補助する場合	2/3	1 / 6	_	1/6
・障害児入所施設(主として、知的障害のある				
児童を入所させるものに限る。)				
市町村が補助する場合	3/4	[-]	[1/8]	[1/8]
・助産施設				
・母子生活支援施設				
都道府県が補助する場合	3/4	[1/8]	[-]	[1/8]
・助産施設				
・母子生活支援施設				
都道府県が補助する場合	4/5	1/10	_	1/10
・障害児入所施設				
(主として、重症心身障害児(児童福祉法第7				
条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を				
入所させる施設に限る。)				

新	旧
注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。	注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。
ただし、国以外の負担割合け都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない	ただし、国以外の負担割合け都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない

- ② 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業とし ② 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業と て行う場合
- 1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	玉	都道	市
	Ι	府県	町村
		713.217	1.1.1.1
市町村が設置する場合	2/3	(-)	[1/3]
• 乳児院			
・児童心理治療施設			
都道府県が設置する場合	2/3	[1/3]	(-)
・乳児院			
・児童心理治療施設			

- 注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。
- 2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

区分	国	都道	市	設置
		府県	町村	主体
市町村が補助する場合	2/3	[-]	[1 / 1 2]	[1/4]
• 乳児院				
・児童心理治療施設				
都道府県が補助する場合	2/3	[1 / 1 2]	[-]	[1/4]
• 乳児院				
児童心理治療施設				
都道府県が補助する場合	2/3	1/6	_	1/6
・障害児入所施設				

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

- して行う場合
- 1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道	市
		府県	町村
市町村が設置する場合	2/3	[-]	[1/3]
・乳児院			
・児童心理治療施設			
都道府県が設置する場合	2/3	[1/3]	(-)
・乳児院			
・児童心理治療施設			

- 注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。
- 2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

区分	国	都道	市	設置
		府県	町村	主体
市町村が補助する場合	2/3	[-]	[1 / 1 2]	[1/4]
・乳児院				
・児童心理治療施設				
都道府県が補助する場合	2/3	[1 / 1 2]	[-]	[1/4]
・乳児院				
・児童心理治療施設				
都道府県が補助する場合	2/3	1/6	_	1/6
・障害児入所施設				

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。 ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③ 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道	市
		府県	町村
市町村が設置する場合	2/3	[-]	[1/3]
・児童福祉施設等(児童家庭支援センター、職員養			
成施設、 <u>里親支援センター、</u> その他施設を除く)			
都道府県が設置する場合	2/3	[1/3]	(-)
・児童福祉施設等(児童家庭支援センター、職員養			
成施設、 <u>里親支援センター、</u> その他施設を除く)			

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

区分	玉	都道	市	設置
		府県	町村	主体
市町村が補助する場合	2/3	(-)	[1 / 1 2]	$\left(1/4\right)$
・児童福祉施設等(児童家庭支援センター、				
<u>里親支援センター、</u> 職員養成施設、その他施				
設を除く)				
都道府県が補助する場合	2/3	[1 / 1 2]	[-]	$\left(1/4\right)$
・児童福祉施設等(児童家庭支援センター、				
<u>里親支援センター、</u> 職員養成施設、その他施				
設を除く)				
都道府県が補助する場合	2/3	1 / 6	_	1/6
・障害児施設等の場合				

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④ 公害防止対策事業として行う場合

区分	国	都道	市	設置
		府県	町村	主体
障害児施設等	5.5/10	2.5/10	_	1/5

③ 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	玉	都道	市
		府県	町村
市町村が設置する場合	2/3	[-]	[1/3]
児童福祉施設等(児童厚生施設、児童家庭支援			
センター、職員養成施設、その他施設を除く)			
※児童厚生施設の場合	<u> </u>	(<u>* 1 / 3</u>)	<u>(<u>*</u> 1 ∕ 3)</u>
都道府県が設置する場合	2/3	[1/3]	(-)
児童福祉施設等(児童厚生施設、児童家庭支援			
センター、職員養成施設、その他施設を除く)			
※児童厚生施設の場合	<u>* 1 / 3</u>	$[\frac{*}{2} / 3]$	$\left(\begin{array}{c} - \end{array} \right)$

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間(法人等)の場合

区分	玉	都道	市	設置
		府県	町村	主体
市町村が補助する場合	2/3	[-]	[1 / 1 2]	$\left(1/4\right)$
・児童福祉施設等(児童厚生施設、児童家庭				
支援センター、職員養成施設、その他施設を				
除く)	<u> </u>	$(\ \ \underline{\ } \ \)$	(<u>**5/12</u>)	<u>₩1/4</u>
※児童厚生施設の場合			,	
都道府県が補助する場合	2/3	[1 / 1 2]	[-]	$\left(1/4\right)$
・児童福祉施設等(児童厚生施設、児童家庭				
支援センター、職員養成施設、その他施設を				
除く)				
※児童厚生施設の場合	<u> </u>	(<u>**5/12</u>)	$\left[\left(\begin{array}{cc} \pm \end{array} \right) \right]$	<u> </u>
都道府県が補助する場合	2/3	1 / 6	_	1/6
・障害児施設等の場合				

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④ 公害防止対策事業として行う場合

区分	国	都道	井	設置
		府県	町村	主体
障害児施設等	5.5/10	2.5/10	_	1/5

別表 2 ■交付要綱 8 に掲げる事業(児童福祉施設等)

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人当たり	7, 062
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3, 676
初度設備相当加算	1 人当たり	61
個別対応加算 I	1 人当たり	517
個別対応加算Ⅱ	1 人当たり	1, 034
個別対応加算Ⅲ	1 人当たり	1, 551
心理療法室整備加算	1施設当たり	19, 135
助産施設本体	1 人当たり	3, 735
初度設備相当加算	1 人当たり	411
	1 人当たり	2, 356
初度設備相当加算(30人以下)	1 人当たり	61
初度設備相当加算 (30人を超える部分)	1 人当たり	28
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	2, 297
心理療法室整備加算	1施設当たり	19, 135
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人当たり	648
初度設備相当加算	1 人当たり	53
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人当たり	565
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	813
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3, 676
乳児院本体(交付要綱8(1)に該当する場合)	1 人当たり	<u>3, 142</u>
初度設備相当加算(30人以下)	1 人当たり	<u>81</u>
初度設備相当加算 (30人を超える部分)	1人当たり	<u>37</u>
小規模グループクア整備加算	<u>1グループケア</u> 当 <u>た</u> り	<u>3, 063</u>
<u>心理療法室整備加算</u>	1施設当たり	<u>25, 513</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人当たり	<u>864</u>
<u>初度設備相当加算</u>	1人当たり	<u>70</u>
生齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	<u>754</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1, 084</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4, 901</u>

別表 2■ 交付要綱8 (3) に掲げる事業(児童福祉施設等)

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人当たり	7, 062
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3, 676
初度設備相当加算	1 人当たり	61
個別対応加算 I	1 人当たり	517
個別対応加算Ⅱ	1 人当たり	1,034
個別対応加算Ⅲ	1 人当たり	1, 551
心理療法室整備加算	1施設当たり	19, 135
助産施設本体	1 人当たり	3, 735
初度設備相当加算	1 人当たり	411
乳児院本体	1 人当たり	2, 356
初度設備相当加算(30人以下)	1 人当たり	61
初度設備相当加算 (30人を超える部分)	1 人当たり	28
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	2, 297
心理療法室整備加算	1施設当たり	19, 135
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人当たり	648
初度設備相当加算	1 人当たり	53
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人当たり	565
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	813
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	3, 676

母于	子生活支援施設本体	1世帯当たり	8, 530
	初度設備相当加算	1世帯当たり	61
	心理療法室整備加算	1施設当たり	19, 135
	子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	4, 689
	初度設備相当加算	1世帯当たり	53
	病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	813
	母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1, 166
	初度設備相当加算	1 人当たり	16
	, ,	単位	交付基礎点数
児重	 這厚生施設本体		
	小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	15, 666
	初度設備相当加算	1施設当たり	1, 239
	放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3, 320
	<u>小型児童館(交付要綱8(3)に該当する場合)</u> <u>(217.6㎡以上)</u>	1施設当たり	<u>23, 499</u>
	初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	<u>1, 859</u>
	小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	11, 999
	初度設備相当加算	1施設当たり	1, 239
	放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3, 320
	小型児童館(交付要綱8(3)に該当する場合) (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施 設 当 た り	<u>17, 999</u>
	<u>初度設備相当加算</u>	1 施 設 当 た り	<u>1, 859</u>
	児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	23, 600
	初度設備相当加算	1施設当たり	1, 239
	放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3, 320
	児童センター(交付要綱8 (3) に該当する場合) (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>35, 401</u>
	初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	<u>1, 859</u>
	大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	31, 488
	初度設備相当加算	1施設当たり	2, 243
	移動型児童館用車両	1施設当たり	1, 851
	大型児童センター (交付要綱8 (3) に該当する 場合) (500㎡以上)	1 施 設 当 た り	<u>47, 232</u>
	初度設備相当加算	1 施 設 当 た り	<u>3, 365</u>
	<u>移動型児童館用車両</u>	1 施 設 当 た り	<u>2, 776</u>

子生活支援施設本体	1世帯当たり	8, 530
初度設備相当加算	1世帯当たり	61
心理療法室整備加算	1施設当たり	19, 135
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	4, 689
初度設備相当加算	1世帯当たり	53
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	813
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1, 166
初度設備相当加算	1 人当たり	16
	単位	交付基礎点数
童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	15, 666
初度設備相当加算	1施設当たり	1, 239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3, 320
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	11, 999
初度設備相当加算	1施設当たり	1, 239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3, 320
児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	23, 600
初度設備相当加算	1施設当たり	1, 239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3, 320
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	31, 488
初度設備相当加算	1施設当たり	2, 243
移動型児童館用車両	1施設当たり	1, 851

児童養護施設本体	1 人当たり	3, 605
初度設備相当加算	1 人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	5, 596
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	19, 135
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	1, 319
初度設備相当加算	1 人当たり	53
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	813
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	212
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3, 676
児童養護施設本体(交付要綱8(1)に該当する場合	1 人当たり	4,807
<u>初度設備相当加算</u>	1 人当たり	<u>81</u>
小規模グループクア整備加算	<u>1グループケア</u> 当 た り	<u>7, 462</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	<u>25, 513</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	<u>1, 759</u>
初度設備相当加算	1 人当たり	<u>70</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	<u>1, 084</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>282</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4, 901</u>
児童心理治療施設本体	1 人当たり	4, 265
初度設備相当加算	1 人当たり	61
小規模グループクア整備加算	1グループケア 当 た り	5, 172
心理療法室整備加算	1施設当たり	29, 409
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3, 676
通所部門整備加算	1 人当たり	1,779
初度設備相当加算	1 人当たり	50
	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1 人当たり	5, 066
初度設備相当加算	1 人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	5, 962
心理療法室整備加算	1施設当たり	19, 135
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3, 676
通所部門整備加算	1 人当たり	1,779
初度設備相当加算	1 人 当 た り	50

尼童養護施設本体	1 人当たり	3, 605
初度設備相当加算	1 人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	5, 596
心理療法室整備加算	1 施設当たり	19, 135
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	1, 319
初度設備相当加算	1 人当たり	53
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	813
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	212
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3, 676

児童心理治療施設本体	1 人当たり	4, 265
初度設備相当加算	1 人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	5, 172
心理療法室整備加算	1施設当たり	29, 409
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3, 676
通所部門整備加算	1 人当たり	1,779
初度設備相当加算	1 人当たり	50
	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1 人当たり	5, 066
初度設備相当加算	1 人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	5, 962
心理療法室整備加算	1施設当たり	19, 135
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3, 676
通所部門整備加算	1 人当たり	1,779

1 施 設 当 た り	11,617
	<u>11, 617</u>
1 人 当 た り	1,979
1 人当たり	61
1 人当たり	5, 125
1 人当たり	61
1 人当たり	4, 677
1 人当たり	61
1施設当たり	9, 496
1施設当たり	9, 496
1施設当たり	9, 496
1人当たり	<u>5, 125</u>
1 人当たり	<u>61</u>
1施設当たり	<u>9, 496</u>
1世帯当たり	<u>53</u>
1世帯当たり	<u>4, 689</u>
1施設当たり	<u>9, 496</u>
1世帯当たり	<u>53</u>
1世帯当たり	<u>4, 689</u>
1施設当たり	<u>9, 496</u>
1施設当たり	<u>9, 496</u>
1施設当たり	9, 496
1施設当たり	11, 617
1 施 設 当 た り	<u>14, 382</u>
1 拠点当たり	9, 496
	1 人当たり 1 人当たり 1 人当たり 1 人当たり 1 人当たり 1 施設当たり 1 施設当たり 1 施設当たり 1 上世帯当たり 1 世帯当たり 1 世帯当たり 1 世帯当たり 1 世帯当たり 1 地帯当たり 1 地帯当たり 1 地帯当たり 1 地帯当たり 1 地帯当たり 1 地市設当たり 1 施設当たり 1 施設当たり 1 施設当たり 1 施設当たり 1 施設当たり

新

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1 (児童厚生施設(<u>令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。)</u>については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。

3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定 方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)

4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。

5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。

6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。

7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れる

「「私元院、母子生行文伝施改、允重食暖施政、允重心理行療施設、允重日立文伝施改く」時味暖安託を受り入れ ための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。

8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

10 個別対応加算 I ~Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

児童家庭支援センター本体	1施設当たり	11, 617
職員養成施設本体	1 人当たり	1, 979
初度設備相当加算	1 人当たり	61
小規模住居型児童養育事業所	1 人当たり	5, 125
初度設備相当加算	1 人当たり	61
児童自立生活援助事業所	1 人当たり	4, 677
初度設備相当加算	1 人当たり	61
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	9, 496
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	9, 496
一時預かり事業所	1施設当たり	9, 496
利用者支援事業所	1施設当たり	9, 496
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	11, 617

旧

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。) は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 - 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1 (児童厚生施設については3分の1) 以内でこども家庭庁長官の 必要と認めたポイントであること。

1 拠点当たり

9,496

- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定 方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇 児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

市区町村子ども家庭総合支援拠点

10 個別対応加算 I ~Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和 5 年 8 月22日)によるものとする。

■交付要綱8 <u>(4)</u> に掲げる事				(1施設あたり
	事業	(施設) の種類		交付基礎点数
	本体	ALBERT TO A STATE OF THE STATE	都市部	72, 7
医療型障害児入所施設		利用定員 20人 以下	標準	69, 2
			都市部	146, 1
		21人 ~ 40人	標準	139, 1
		4.1.1	都市部	243, 5
		41人 ~ 60人	標準	231, 9
		6.1.1 - 9.0.1	都市部	342, 7
		61人 ~ 80人	標準	326, 4
		911 21001	都市部	441, 1
		81人 ~100人	標準	420, 1
		1011 - 1001	都市部	539, 2
		101人 ~120人	標準	513, 5
		121人以上	都市部	637,
		121701	標準	607, 1
	訓練ョ	事業等整備加算	都市部	30,8
	ロ川が木三	# 未 守 定 佣 加 异	標準	29, 3
	大相 #	莫訓練設備等整備加算	都市部	101, 5
	八水红	关	標準	96, 7
	短期	入所整備加算	都市部	8,3
	NL 791 /	N// 11 11 VIII / / IF / PP	標準	7, 9
	発達 ®	章害者支援センター整備加算	都市部	9, 7
	/u /== f	,自己八級三十八 亞州州尹	標準	9, 2
	隨 害!	見相談支援整備加算	都市部	6, 9
			標準	6, 6
	1	訪問型児童発達支援、保育所等訪問	都市部	4, 6
	支援	整備加算	標準	4,
	 小規模グループケア整備加算		都市部	14,9
	(17)が(長ノバーノノノ 正開加昇		標準	14, 2
	避難スペース整備加算		都市部標準	26, 8
				25, 5
		利用定員 20人 以下	都市部	40, 0
医療型児童発達支援センター			標準	38, 1
児童発達支援事業所		21人 ~ 40人	都市部	80, 5
故課後等デイサービス事業所) HOT		標準	76, 7
		41人 ~ 60人	都市部標準	134, 5 128, 1
			都市部	189, (
		61人 ~ 80人	標準	180, (
			都市部	243, 5
		81人 ~100人	標準	231, 9
			都市部	297,
		101人 ~120人	標準	283, 2
			都市部	352,0
		121人以上	標準	335, 3
	Stat Auto-	to alle tota title the day follo	都市部	30, 8
	訓練事業等整備加算		標準	29,
	大規模訓練設備等整備加算 短期入所整備加算		都市部	101,
			標準	96, 7
			都市部	8,
			標準	7,
	型% /幸 №	音字字本授むいな一數供加管	都市部	9, ′
	光達	章害者支援センター整備加算	標準	9, 5
	陪生	月相談支採敷借加質	都市部	6, 9
	障害児相談支援整備加算		標準	6, 6
		訪問型児童発達支援、保育所等訪問	都市部	4, 6
	支援整備加算		標準	4,
	避難スペース整備加算		都市部	26, 8
	ALL XIII /	- TE MILVE ST	標準	25, 5
曽築整備(既存施設の現在定員	員の増	昌)	都市部	20,0
ロントエモ Vm (90 日 AB IX Y 2 50 1上 人こり	~~~H!	~′	標準	19, (
章害児相談支援(各事業のみの	り整備の	の場合)	都市部	6, 9
			標準	6, 6
	字正 空電	訪問支援(各事業のみの整備の場	都市部	4, 6
	11/11/11		Lore Sets	
居宅訪問型児童発達支援、保育 合)	1) 寸[標準 都市部	4, 4 26, 8

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
 - (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。

■交付要綱8(3)に掲げる事業(障害児施設等)

■交付要綱8 <u>(3)</u> に掲げる	尹耒(隋	4百兀爬砇寺/	1	(1施設あたり)
	事業	(施設) の種類		交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体	웨田호를 001 NT	都市部	72, 751
医療型障害児入所施設		利用定員 20人 以下	標準	69, 287
		0.1.1 4.0.1	都市部	146, 106
		21人 ~ 40人	標準	139, 148
		4.1.1	都市部	243, 585
		41人 ~ 60人	標準	231, 986
			都市部	342, 798
		61人 ~ 80人	標準	326, 475
			都市部	441, 107
		81人 ~100人	標準	420, 102
			都市部	539, 265
		101人 ~120人	標準	513, 58
			都市部	637, 498
		121人以上	標準	607, 14
		1	都市部	30, 835
	訓練	事業等整備加算	標準	29, 366
	大規	莫訓練設備等整備加算	都市部	101, 550
			標準	96, 715
	短期	入所整備加算	都市部	8, 368
			標準	7, 970
	発達	障害者支援センター整備加算	都市部	9, 72
			標準	9, 26
	隨害	凡相談支援整備加算	都市部	6, 95
		2 12 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	標準	6, 62
		訪問型児童発達支援、保育所等訪問	都市部	4, 629
	支援整備加算		標準	4, 40
	小担増ガループケア敷借加管		都市部	14, 92
	711,7527	小規模グループケア整備加算		14, 21
	20位 古任	避難スペース整備加算		26, 839
	地王 美田			25, 56
福祉型児童発達支援センター	- 本体	本体 利用定員 20人以下 21人 ~ 40人 41人 ~ 60人	都市部	40, 03
医療型児童発達支援センター	-		標準	38, 120
児童発達支援事業所			都市部	80, 592
放課後等デイサービス事業所	ŕ		標準	76, 75
			都市部	134, 57
			標準	128, 16;
			都市部	189, 078
		61人 ~ 80人	標準	180, 074
			都市部	243, 58
		81人 ~100人	標準	231, 98
			都市部	297, 41
		101人 ~120人	標準	,
			D41. 1	283, 25
		121人以上	都市部標準	352, 07
				335, 30
	訓練	事業等整備加算	都市部	30, 83
			標準	29, 36
	大規	莫訓練設備等整備加算	都市部	101, 55
			標準	96, 71
	短期	入所整備加算	都市部	8, 36
			標準	7, 97
	邓 凄	障害者支援センター整備加算	都市部	9, 72
	発達!	年日日入版 [2] / 正個/加昇	標準	9, 26
	萨 字旧扣款士拯敢进加效		都市部	6, 95
	障害児相談支援整備加算		標準	6, 62
	居宅	訪問型児童発達支援、保育所等訪問	都市部	4, 62
	支援整備加算		標準	4, 409
	\n# ###	7 ° 7 部/性 +n/位	都市部	26, 839
)	スペース整備加算	標準	25, 56
A Metale Mar / DEC de Meson e en 1 1 1		.	都市部	20, 054
増築整備(既存施設の現在定	負の増.	貝)	標準	19, 099
**************************************		の整備の場合)		6, 95
	の整備			6, 620
卓吉児怕談文抜 (合事業のみ	会における。			
	育而笙	訪問支援(各事業のみの整備の坦	都市部	4, 629
居宅訪問型児童発達支援、保	育所等	訪問支援(各事業のみの整備の場	都市部標準	,
障害児相談支援(各事業のA 居宅訪問型児童発達支援、保 合)	 育所等	訪問支援(各事業のみの整備の場	都市部 標準 都市部	4, 409 26, 839

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。

■交付基礎点数表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合(児童福祉施設等))

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1 人当たり	5, 602
初度設備相当加算	1 人当たり	616
乳児院本体	1 人当たり	3, 142
初度設備相当加算(30人以下)	1 人当たり	81
初度設備相当加算 (30人を超える部分)	1 人当たり	37
小規模グループ。ケア整備加算	1グループケア 当 た り	3, 063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 513
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人当たり	864
初度設備相当加算	1 人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1,084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 901
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12, 796
初度設備相当加算	1世帯当たり	91
心理療法室整備加算	1施設当たり	28, 702
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	7, 034
初度設備相当加算	1世帯当たり	79
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1,219
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1,749
初度設備相当加算	1 人当たり	24

新

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 - 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 - 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一 人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 - 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17 日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 - 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 - 7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得ら れた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合(児童福祉施設等))

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1 人当たり	5, 602
初度設備相当加算	1 人当たり	616
乳児院本体	1 人当たり	3, 142
初度設備相当加算(30人以下)	1 人当たり	81
初度設備相当加算 (30人を超える部分)	1 人当たり	37
小規模グループクア整備加算	1グループケア 当 た り	3, 063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 513
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人当たり	864
初度設備相当加算	1 人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1, 084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 901
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12, 796
初度設備相当加算	1世帯当たり	91
心理療法室整備加算	1施設当たり	28, 702
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	7, 034
初度設備相当加算	1世帯当たり	79
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1, 219
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1, 749
初度設備相当加算	1 人当たり	24

旧

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
 - 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算 定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 - 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一
 - 人当たり) の交付基礎点数を適用する。 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17
 - 日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 - 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 - 7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得ら れた点数を加算する。 (小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合(障害児施設等))

(1施設あたり)

				(1施設あたり)
	事業 (施設)の種類		交付基礎点数
障害児入所施設	本体	AUT	都市部	96, 982
(主として知的障害のある		利用定員 20人 以下	標準	92, 364
児童を入所させるものに限		911 - 401	都市部	194, 868
る。)		21人 ~ 40人	標準	185, 589
		41人 ~ 60人	都市部	324, 780
			標準都市郊	309, 314 457, 044
		61人 ~ 80人	都市部標準	437, 044
			都市部	588, 132
		81人 ~100人	標準	560, 126
		101人 ~120人	都市部	719, 040
		101/1120/1	標準	684, 800
		121人以上	都市部 標準	849, 947 809, 473
			都市部	41, 163
	訓練事業等整備加算			39, 203
	大相榵生	產設備等整備加算	都市部	135, 431
	八州大工	.在队佣 寸正佣/加升	標準	128, 982
	短期入所	麼備加算	都市部	11, 218
			標準 都市部	10, 684 13, 027
	発達障害	者支援センター整備加算	標準	12, 407
	就労定着	支援、自立生活援助、相談支援、	都市部	9, 228
		談支援整備加算	標準	8, 788
		《 居宅訪問型児童発達支援、保育 日支援整備加算	都市部 標準	6, 170 5, 876
			都市部	19, 903
	小規模ク	・ループケア整備加算	標準	18, 955
	避難スペース整備加算			35, 735
		- 八正開加升	標準	34, 033
障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	104, 762
(主として重症心身障害児		77/1/20 20 70 70 70	標準	99, 773
(児童福祉法第7条第2項に 規定する重症心身障害児を	21人 ~ 40人	都市部	210, 429	
いう。以下同じ)を入所さ		標準	200, 408	
せるものに限る。)		41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~100人	都市部	350, 835
			標準	334, 128
			都市部	493, 593
			標準	470, 089
			都市部	635, 176
			標準	604, 929
			都市部	776, 577
		101人 ~120人	標準	739, 597
			都市部	917, 979
		121人以上	標準	874, 266
	<u> </u>		都市部	44, 420
	訓練事業等整備加算		標準	42, 305
			都市部	146, 287
	大規模訓	練設備等整備加算	標準	139, 321
			都市部	12, 123
	短期入所	整備加算	標準	11, 545
			都市部	9, 951
	障害児相	談支援整備加算	標準	9, 478
	足皮針門			6, 667
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部標準	
	** TE IM //I	佐 登1111 川		6, 350
	 小規模グループケア整備加算		都市部	21, 441
	- WE WILLIAM ST		標準都市部	20, 420
	避難スペ	ペース整備加算		38, 630
			標準	36, 790
			都市部	26, 688
増築整備(既存施設の現在)	定員の増	昌)	標準	20,000

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日) により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。

■交付基礎点数表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合(障害児施設等))

				(1施設あたり)
	事業(施設) の種類		交付基礎点数
障害児入所施設	本体	MEGE COLUT	都市部	96, 982
(主として知的障害のある		利用定員 20人 以下	標準	92, 364
児童を入所させるものに限 -		2.1 1 2. 4.0 1	都市部	194, 868
る。)		21人 ~ 40人	標準	185, 589
		41人 ~ 60人	都市部	324, 780
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	標準	309, 314
		61人 ~ 80人	都市部標準	457, 044 435, 280
			都市部	588, 132
		81人 ~100人	標準	560, 126
		1011 1001	都市部	719, 040
		101人 ~120人	標準	684, 800
		121人以上	都市部	849, 947
			標準	809, 473
	訓練事業	芝等整備加算	都市部標準	41, 163 39, 203
			都市部	135, 431
	大規模生	上 産設備等整備加算	標準	128, 982
	行批工司	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	都市部	11, 218
	应别八月	登	標準	10, 684
	発達障害	『者支援センター整備加算	都市部	13, 027
			標準	12, 407
		章支援、自立生活援助、相談支援、 目談支援整備加算	都市部標準	9, 228 8, 788
		要	都市部	6, 170
		引支援整備加算	標準	5,876
			都市部	19, 903
	小規模ク	ブループケア整備加算	標準	18, 955
	避難ス〜	ペース整備加算	都市部	35, 735
	是大臣人	1 八正開加昇	標準	34, 033
章害児入所施設	本体	★本体 利用定員 20人以下 21人 ~ 40人	都市部	104, 762
(主として重症心身障害児			標準	99, 773
(児童福祉法第7条第2項に			都市部	210, 429
規定する重症心身障害児を ヽう。以下同じ)を入所さ			標準	200, 408
せるものに限る。)				350, 835
, ,,,,_, ,		41人 ~ 60人	都市部	·····
			標準	334, 128
		61人 ~ 80人	都市部	493, 593
		01)(00)(標準	470, 089
		0.1.11.0.0.1	都市部	635, 176
		81人 ~100人	標準	604, 929
			都市部	776, 577
		101人 ~120人	標準	739, 597
			都市部	917, 979
		121人以上	標準	874, 266
			都市部	44, 420
	訓練事業	芝等整備加算		
			標準	42, 305
	大規模訓	川練設備等整備加算	都市部	146, 287
			標準	139, 321
	短期入所	斤整備加算	都市部	12, 123
	/==/91/ 1//	LIE MINAR SE	標準	11,545
	陈宝田和	13% 士 極 敢 供 加 笃	都市部	9, 951
	早舌	目談支援整備加算	標準	9, 478
	昆玄盐甲		都市部	6, 667
	接整備力		標準	
	** TE VIII //			6, 350
	小規模な	ブループケア整備加算	都市部	21, 441
	,.,,,,,,		標準	20, 420
	200 部です ~	ペース整備加算	都市部	38,630
	世無へ	、 ハガ畑加昇	標準	36, 790
			1	-
曽築整備(既存施設の現在			都市部	26, 688

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。

■交付基礎点数表(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に 基づく事業として行う場合(児童福祉施設等))

新

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1 人当たり	3, 142
初度設備相当加算(30人以下)	1 人当たり	81
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1 人当たり	37
小規模グループクア整備加算	1グループケア 当 た り	3, 063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 513
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	864
初度設備相当加算	1 人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1, 084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 901
児童心理治療施設本体	1 人当たり	5, 687
初度設備相当加算	1 人当たり	81
小規模グループクア整備加算	1グループケア 当 た り	6, 896
心理療法室整備加算	1施設当たり	39, 212
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 901
通所部門整備加算	1 人当たり	2, 372
初度設備相当加算	1 人当たり	67

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定され た奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第 1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交 付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 - 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること
 - 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定 方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て))
 - 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日 雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 - 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当た り) の交付基礎点数を適用する。
 - 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に 基づく事業として行う場合(児童福祉施設等))

旧

	単位	交付基礎点数
児院本体	1 人当たり	3, 142
初度設備相当加算(30人以下)	1 人当たり	81
初度設備相当加算 (30人を超える部分)	1 人当たり	37
小規模グループクア整備加算	1グループケア 当 た り	3, 063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 513
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人当たり	864
初度設備相当加算	1 人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1, 084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 901
童心理治療施設本体	1 人当たり	5, 687
初度設備相当加算	1 人当たり	81
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	6, 896
心理療法室整備加算	1施設当たり	39, 212
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 901
通所部門整備加算	1 人当たり	2, 372
初度設備相当加算	1 人 当 た り	67

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定され た奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第 1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交 付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 - 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
 - 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定 方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)) 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日
 - 雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 - 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当た り) の交付基礎点数を適用する。
 - 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急 事業五箇年計画に基づく事業として行う場合(障害児施設等))

新

(1施設あたり)

				(1施設あたり)
	事業	(施設)の種類		交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体		都市部	96, 982
医療型障害児入所施設		利用定員 20人 以下	標準	92, 364
		21人 ~ 40人	都市部	194, 868
			標準	185, 589
		41人 ~ 60人	都市部	324, 780
		41% ~ 60%	標準	309, 314
			都市部	457, 044
		61人 ~ 80人	標準	435, 280
			都市部	588, 132
		81人 ~100人	標準	560, 126
		1011 - 1001	都市部	719, 040
		101人 ~ 120人	標準	684, 800
		1 0 1 1 1011	都市部	849, 947
	121人 以上	標準	809, 473	
	訓律事業	发射性加管	都市部	41, 163
	訓練事業等整備加算		標準	39, 203
	上担措章	川練設備等整備加算	都市部	135, 431
	八州保司	『除改加寺笠畑加昇	標準	128, 982
	毎期ます	「整備加算 「整備加算	都市部	11, 218
	应别八万	¶	標準	10, 684
		『者支援センター整備加算	都市部	13, 027
	光连焊节	5 有 文版 ピング 一 笠 浦 加 昇	標準	12, 407
	陪宝旧お	目談支援整備加算	都市部	9, 228
	早古近年	中欧义该定哺加异	標準	8, 788
		問型児童発達支援、保育所等訪問支	都市部	6, 170
	援整備力	口算	標準	5, 876
	小担増え	ブループケア整備加算	都市部	19, 903
	/1./灯(关 /	アンノノ正畑州井	標準	18, 955
	避難フィ	ペース 敷 儘 加 笛	都市部	35, 735
避難スペース整備加算		標準	34, 033	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
 - 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

■交付基礎点数表(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急 事業五箇年計画に基づく事業として行う場合(障害児施設等))

旧

	→ vii	美(施設)の種類		(1.地放めたり)
	交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	96, 982
医療型障害児入所施設		和加定員 20人 数十	標準	92, 364
		2 1 人 ~ 4 0 人	都市部	194, 868
		21% 40%	標準	185, 589
		41人 ~ 60人	都市部	324, 780
		41% 500%	標準	309, 314
		61人 ~ 80人	都市部	457, 044
		01% ~ 80%	標準	435, 280
		011 - 1001	都市部	588, 132
		81人 ~100人	標準	560, 126
		1011 - 1901	都市部	719, 040
		101人 ~ 120人	標準	684, 800
		121人 以上	都市部	849, 947
		121八 以上	標準	809, 473
	訓练事	坐 宇 敢 徒 加 笞	都市部	41, 163
	訓練事業等整備加算		標準	39, 203
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	135, 431
			標準	128, 982
	短期入所整備加算		都市部	11, 218
	起朔八月	灯	標準	10, 684
	水 净险	女子はセンカ、軟件加管	都市部	13, 027
	光 達 障 ፣	害者支援センター整備加算 	標準	12, 407
	医生旧+	口狄士怪敢供加管	都市部	9, 228
	準音光作	目談支援整備加算	標準	8, 788
	居宅訪問	問型児童発達支援、保育所等訪問支	都市部	6, 170
	援整備力	加算	標準	5, 876
	小相構。	ガループケア敷供加管	都市部	19, 903
	/小規模	ゲループケア整備加算	標準	18, 955
	対は世の	。	都市部	35, 735
	姓無人	ペース整備加算	標準	34, 033

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
 - 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

■交付基礎点数表(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合(障害児施設等))

(1施設あたり)

			()	1施設あたり)
	事業 (施設)の種類		交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体	利用字号 404 以下	都市部	193, 978
医療型障害児入所施設		利用定員 40人 以下	標準	184, 741
		41人 ~ 60人	都市部	323, 122
		41% 00%	標準	307, 735
		61人 ~ 80人	都市部	454, 602
		01% 00%	標準	432, 954
		81人 ~100人	都市部	
			標準	557, 024
		101人 ~ 120人	都市部	
			標準	681, 238
		121人 以上	都市部標準	
			標準都市部	805, 165 40, 861
	訓練事	業等整備加算	標準	38, 916
			都市部	
	短期入	所整備加算	標準	8, 831
			都市部	
	発達障	達障害者支援センター整備加算		12, 206
 福祉型児童発達支援センター	·本体	本体 (1月1月	都市部	107, 431
医療型児童発達支援センター		利用定員 40人以下	標準	102, 315
児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所		41人 ~ 60人	都市部	178, 900
	:		標準	170, 381
			都市部	
		61人 ~ 80人	標準	239, 453
		81人 ~100人	都市部	
			標準	308, 668
		101人 ~120人	都市部	395, 722
			標準	376, 878
		121人以上	都市部	468, 247
			標準	445, 950
	訓練事	業等整備加算	都市部	40, 786
	מיויווען	来 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	標準	38, 844
	行业工		都市部	11, 158
		所整備加算 	標準	10, 626
	☆◇ ン士 17☆ シ	5 * + 10 1 . \	都市部	12, 816
	発達障	発達障害者支援センター整備加算 標準		12, 206

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■交付基礎点数表(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合(障害児施設等))

	事業(別	施設)の種類		交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体	· 10 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	都市部	193, 978
医療型障害児入所施設		利用定員 40人 以下	標準	184, 741
		41人 ~ 60人	都市部	323, 122
		417 007	標準	307, 735
		61人 ~ 80人	都市部	454, 602
		0170 0070	標準	432, 954
		81人 ~100人	都市部	584, 876
			標準	557, 024
		101人 ~ 120人	都市部	715, 300
			標準	681, 238
		121人 以上	都市部	845, 423
			標準	805, 165
	訓練事業	等整備加算	都市部標準	40, 861
			標準都主並	38, 916
	短期入所	f整備加算	都市部標準	9, 273
			都市部	8, 831 12, 816
	発達障害	F者支援センター整備加算	標準	12, 206
福祉型児童発達支援センター	本体		都市部	107, 431
医療型児童発達支援センター		利用定員 40人以下	標準	102, 315
児童発達支援事業所			都市部	178, 900
放課後等デイサービス事業所		41人 ~ 60人	標準	170, 381
			都市部	251, 426
		61人 ~ 80人	標準	239, 453
			都市部	324, 102
		81人 ~100人	標準	308, 668
			都市部	395, 722
		101人 ~120人	標準	376, 878
		1011	都市部	468, 247
		121人以上	標準	445, 950
			都市部	40, 786
	訓練事業 	美等整備加算	標準	38, 844
	/ <u>→</u> HP → →	- ## Ju /rh	都市部	11, 158
	短期入所 	f整備加算 	標準	10, 626
	3/2 _ p_a = -		都市部	12, 816
	発達障害 	F者支援センター整備加算	標準	12, 206
(注) 1 上段書きは、「次世代育局	战支援対策加 	を設整備交付金における都市部特例割増単価		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

■交付基礎点数表(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合(児童福祉施設等))

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人当たり	9, 323
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 852
初度設備相当加算	1 人当たり	80
個別対応加算 I	1 人当たり	682
個別対応加算 II	1 人当たり	1, 364
個別対応加算Ⅲ	1 人当たり	2, 046
心理療法室整備加算	1 施設当たり	25, 258
	1 人当たり	4, 930
初度設備相当加算	1 人当たり	542
乳児院本体	1 人当たり	3, 110
初度設備相当加算 (30人以下)	1 人当たり	80
初度設備相当加算 (30人を超える部分)	1 人 当 た り	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	3, 032
心理療法室整備加算	1 施設当たり	25, 258
	1 人当たり	855
初度設備相当加算	1 人 当 た り	69
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人当たり	746
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1, 073
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 852
母子生活支援施設本体 	1世帯当たり	11, 260
初度設備相当加算	1世帯当たり	80
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 258
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	6, 190
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1, 073
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1, 539
初度設備相当加算	1 人 当 た り	21

■交付基礎点数表(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合(児童福祉施設等))

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人当たり	9, 323
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
初度設備相当加算	1 人当たり	80
個別対応加算 I	1 人当たり	682
個別対応加算 II	1 人当たり	1, 364
個別対応加算Ⅲ	1 人当たり	2, 046
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 258
	1 人当たり	4, 930
初度設備相当加算	1 人当たり	542
乳児院本体 乳児院本体	1 人当たり	3, 110
初度設備相当加算(30人以下)	1 人当たり	80
初度設備相当加算 (30人を超える部分)	1 人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	3, 032
心理療法室整備加算	1 施 設 当 た り	25, 258
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人当たり	855
初度設備相当加算	1 人当たり	69
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人当たり	746
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1, 073
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 852
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11, 260
初度設備相当加算	1世帯当たり	80
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 258
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	6, 190
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1,073
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1,539
初度設備相当加算	1 人当たり	21

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>31, 019</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2, 454</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>6, 574</u>
・ 小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>23, 759</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2, 454</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>6, 574</u>
児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	46, 729
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2, 454</u>
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>6, 574</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>62, 346</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>4, 441</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>5, 497</u>
見童養護施設本体	1 人当たり	4, 759
初度設備相当加算	1 人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	7, 387
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	1, 741
初度設備相当加算	1 人当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1,073
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	279
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 852
見童心理治療施設本体	1 人当たり	5, 630
初度設備相当加算	1 人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	6, 827
心理療法室整備加算	1施設当たり	38, 820
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 852
通所部門整備加算	1 人当たり	2, 348
初度設備相当加算	1 人当たり	66

	単位	交付基礎点数	
童厚生施設本体			
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>20, 679</u>	
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1, 636</u>	
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>4, 382</u>	
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>15, 839</u>	
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1, 636</u>	
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>4, 382</u>	
児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>31, 153</u>	
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1, 636</u>	
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	<u>4, 382</u>	
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>41, 564</u>	
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2, 961</u>	
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>2, 443</u>	
童養護施設本体	1 人当たり	4, 759	
初度設備相当加算	1 人当たり	80	
小規模グループクア整備加算	1グループケア 当 た り	7, 387	
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 258	***************************************
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	1,741	
初度設備相当加算	1 人当たり	69	
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1, 073	
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	279	
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852	
童心理治療施設本体	1 人当たり	5, 630	
初度設備相当加算	1 人 当 た り	80	
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 た り	6, 827	
心理療法室整備加算	1施設当たり	38, 820	
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 852	
通所部門整備加算	1 人当たり	2, 348	
初度設備相当加算	1 人 当 た り	66	

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1 人当たり	6, 687
初度設備相当加算	1 人当たり	80
小規模グループクア整備加算	1グループケア 当 た り	7, 869
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 258
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 852
通所部門整備加算	1 人当たり	2, 348
初度設備相当加算	1 人当たり	66
小規模住居型児童養育事業所	1 人当たり	6, 765
初度設備相当加算	1 人当たり	80
児童自立生活援助事業所	1 人当たり	6, 174
初度設備相当加算	1 人当たり	80
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	12, 535
地域子育で支援拠点事業所	1施設当たり	12, 535
一時預かり事業所	1施設当たり	12, 535
→ 子育て短期支援事業所	1人当たり	<u>6, 765</u>
<u>初度設備相当加算</u>	1 人当たり	<u>80</u>
社会的養護自立支援 <u>拠点事業所</u>	1施設当たり	<u>12, 535</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>69</u>
<u>居室等整備加算</u>	1世帯当たり	<u>6, 190</u>
<u>妊産婦等生活援助事業所</u>	1施設当たり	<u>12, 535</u>
→ 初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>69</u>
<u>居室等整備加算</u>	1世帯当たり	<u>6, 190</u>
<u>児童育成支援拠点事業所</u>	1施設当たり	<u>12, 535</u>
こども家庭センター	1施設当たり	<u>12, 535</u>
利用者支援事業所	1施設当たり	12, 535
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	15, 335
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1 拠点当たり	12, 535

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定さ れた奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4 条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合
 - は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。 (小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算
 - 定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 - 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
 - 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
 - 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備を する場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 - 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日 雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 - 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 - 10 個別対応加算 I ~Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和 5 年8月22日)によるものとする。

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1 人当たり	6, 687
初度設備相当加算	1 人当たり	80
小規模グループクア整備加算	1グループケア 当 た り	7, 869
心理療法室整備加算	1施設当たり	25, 258
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4, 852
通所部門整備加算	1 人当たり	2, 348
初度設備相当加算	1 人当たり	66
小規模住居型児童養育事業所	1 人当たり	6, 765
初度設備相当加算	1 人当たり	80
児童自立生活援助事業所	1 人当たり	6, 174
初度設備相当加算	1 人当たり	80
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	12, 535
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	12, 535
一時預かり事業所	1施設当たり	12, 535
利用者支援事業所	1施設当たり	12, 535
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	15, 335
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1 拠点当たり	12, 535

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定さ れた奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4 条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合<u>(児</u> <u>)</u>は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 - 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1<u>(児童厚生施設については3分の1)</u>以内でこども家庭庁長官 の必要と認めたポイントであること
 - 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算 定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 - 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
 - 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
 - 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備を
 - する場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 - 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日 雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 - 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 - 10 個別対応加算 I ~Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和 5 年8月22日)によるものとする。

■交付基礎点数表(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合(障害児施設等))

(1施設あたり)

			()	<u>1施設あたり)</u>
	事業(施設)の種類		交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体		都市部	193, 978
医療型障害児入所施設		利用定員 40人 以下	標準	184, 741
		41人 ~ 60人	都市部	323, 122
		41人 60人	標準	307, 735
		61人 ~ 80人	都市部	454, 602
			標準	432, 954
		81人 ~100人	都市部	
			標準	557, 024
		101人 ~ 120人	都市部	
			標準	681, 238
		121人 以上	都市部標準	
			都市部	805, 165 40, 861
	訓練事業	業等整備加算	標準	38, 916
			都市部	
	短期入原	所整備加算	標準	8, 831
	-1/c >-la 17-la		都市部	
	発達障害	害者支援センター整備加算	標準	12, 206
福祉型児童発達支援センター	本体	**************************************	都市部	107, 431
医療型児童発達支援センター		利用定員 40人以下	標準	102, 315
児童発達支援事業所			都市部	178, 900
放課後等デイサービス事業所		41人 ~ 60人	標準	170, 381
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			都市部	
		61人 ~ 80人	標準	239, 453
		81人 ~100人	都市部標準	308, 668
			都市部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		101人 ~120人	標準	376, 878
			都市部	
		121人以上	標準	445, 950
			都市部	
	訓練事業	業等整備加算		40, 786
			標準	38, 844
	短期入居	听整備加算	都市部	<u> </u>
			標準	10, 626
	発達障害	害者支援センター整備加算	都市部	
			標準	12, 206

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■交付基礎点数表(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合(障害児施設等))

福祉型障害児入所施設 本体		事業(旅	 ف設)の種類	(.	で付基礎点数
大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	短知 那麼 字 旧 3 正 按 部		型成力 ジュ (単大)	±77 ±77	
41人~60人 都市部 323、標準 307、都市部 454、標準 432、 432、 81人~100人 標準 557、 715、 101人~120人 標準 681、 845、 715、 715、 715、 715、 715、 715、 715、 71		44 44 44 44 44 44 44 4	利用定員 40人 以下		193, 978
41人 ~ 60人 標準 307, 61人 ~ 80人 都市部 454, 標準 432, 81人 ~ 100人 標準 557, 101人 ~ 120人 都市部 715, 標準 845, 121人 以上 都市部 40, 標準 38, 短期入所整備加算 都市部 9, 標準 8, 発達障害者支援センター整備加算 都市部 12, 標準 12, 標準 12, 標準 107, 標準 102, 相社型児童発達支援主ンター整備加算 都市部 107, 標準 12, 利用定員 40人以下 都市部 107, 標準 102, 41人 ~ 60人 都市部 178, 標準 170, 61人 ~ 80人 都市部 251,	医療型障害児入所施設 			-	184, 741
101人 ~ 80人 都市部 454, 標準 432, 都市部 584, 標準 557,			41人 ~ 60人		323, 122
101人 ~ 120人 標準 432,				+ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	307, 735
81人 ~100人 都市部 584, 標準 557, 715, 標準 681, 715, 標準 681, 715, 標準 681, 715, 標準 681, 121人 以上 標準 805, 標準 38, 715, 標準 805, 715, 標準 805, 標準 38, 715, 715, 標準 805, 715, 標準 805, 715, 715, 715, 715, 715, 715, 715, 71			61人 ~ 80人	*************	
1 0 1 人 ~ 1 2 0 人 標準 557,					584, 876
101人 ~ 120人都市部 標準 681, 715, 標準 845, 標準 			81人 ~100人		557, 024
101人 ~ 120人 標準 681, 121人 以上 標準 805, 標準 805, 都市部 40, 標準 38, 短期入所整備加算 都市部 9, 標準 8, 経連 12, 標準 12, 標準 12, 標準 102, 標準 102, 標準 102, 標準 102, 標準 102, 標準 102, 標準 170, 表記 170,				-	
121人 以上都市部 標準845, 標準805,訓練事業等整備加算都市部 短期入所整備加算40, 標準短期入所整備加算都市部9, 標準経達障害者支援センター整備加算都市部 標準12, 標準福祉型児童発達支援センター医療型児童発達支援センター児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所利用定員 40人以下都市部 標準102, 標準大人 ~ 60人都市部178, 標準イ1人 ~ 60人都市部170, 標準61人 ~ 80人都市部251,			101人 ~ 120人		681, 238
1 2 1 人 以上 標準 805, 調練事業等整備加算			_		845, 423
訓練事業等整備加算 都市部 40,標準 38,短期入所整備加算 都市部 9,標準 8,発達障害者支援センター整備加算 都市部 12,標準 12, 標準 12, 標準 12, 標準 12, 標準 102, 目童発達支援事業所 41人 ~ 60人 都市部 178,放課後等デイサービス事業所 41人 ~ 60人 都市部 178, 標準 170,			121人 以上		805, 165
短期入所整備加算標準38, 都市部短期入所整備加算都市部12, 標準福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所本体利用定員 40人以下都市部 107, 標準 102,日童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所41人 ~ 60人都市部 178, 標準 170,		301 645 45 VII	/		40, 861
短期人所整備加算 標準 8, 発達障害者支援センター整備加算 都市部 12, 福祉型児童発達支援センター医療型児童発達支援センター児童発達支援事業所放課後等デイサービス事業所 本体 利用定員 40人以下 都市部 107, 人工人 ~ 60人 標準 170, 61人 ~ 80人 都市部 251,		訓練事業 	长等整 僱加鼻	標準	38, 916
標準8、 発達障害者支援センター整備加算標準12、 標準福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所本体 利用定員 40人以下都市部107、 標準102、 41人 ~ 60人都市部178、 標準102、 41人 ~ 60人都市部178、 標準		信州工司	二畝 /共 加 /竺	都市部	9, 273
発達障害者支援センター整備加算 標準 12, 福祉型児童発達支援センター医療型児童発達支援センター児童発達支援事業所放課後等デイサービス事業所 本体 利用定員 40人以下 都市部 107, 41人 ~ 60人 都市部 178, 61人 ~ 80人 都市部 251,			笠 佣 加 昇	標準	8, 831
標準 12, 福祉型児童発達支援センター 本体 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所		双	3. 孝支採センター敷借加質	都市部	12, 816
医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 利用定員 40人以下 標準 102, 41人 ~ 60人 標準 170, 標準 170,		光连焊音	日本 文版 ピングー 金浦加昇	標準	12, 206
医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 41人~60人 都市部 178, 標準 170, 都市部 251,	福祉型児童発達支援センター	本体	利用党員 40人以下	都市部	107, 431
放課後等デイサービス事業所 4 1 人 ~ 6 0 人 標準 170, 都市部 251,	医療型児童発達支援センター		利用足負 40人以下	標準	102, 315
放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所		411 ~ 601	都市部	178, 900
$1 \qquad 1 \qquad 6.1 \lambda \sim 8.0 \lambda \qquad 1 \rightarrow 1$	放課後等デイサービス事業所		41% ~ 60%	標準	170, 381
61人 ~ 80人 煙淮 230				都市部	251, 426
			61人 ~ 80人	標準	239, 453
都市部 324,				都市部	324, 102
81人 ~100人 標準 308,			81人 ~100人	標準	308, 668
都市部 395,				都市部	395, 722
101人 ~120人 標準 376,			101人 ~120人	標準	376, 878
都市部 468,				都市部	468, 247
121人以上 標準 445,			121人以上	標準	445, 950
都市部 40,		mark to all a sur	/	都市部	40,786
訓練事業等整備加算 標準 38,		訓練事業 	《等整備加算	標準	38, 844
都市部 11,		/→ 11m → →		都市部	11, 158
短期入所整備加算		短期入所 	T整備加算	標準	10,626
数市郊 12		3% 14 p4 -	- HV - La 155)	+	12,816
		発達障害	手者文援センター整備加算		12, 206

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として行う場合(障害児施設等)

(1体記なたり)

				(1施設あたり)
	事業(施	[設)の種類		交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	82, 058
医療型障害児入所施設			標準	76, 191
		0.1.1	都市部	164, 913
		21人 ~ 40人	標準	153, 122
			都市部	274, 881
		41人 ~ 60人	標準	255, 229
			都市部	386, 764
		61人 ~ 80人	標準	359, 112
			都市部	
		81人 ~100人	標準	497, 689
				462, 107
		101人 ~120人	都市部	608, 455
			標準	564, 954
		121人 以上	都市部	719, 301
		1217 52	標準	667, 875
	訓体事事業	美等整備加算	都市部	34, 769
	训除争才	《守 证佣加异	標準	32, 283
	I LE Lift at	of 4+ 20. At the tab At La th	都市部	114, 594
	大規模 副	練設備等整備加算	標準	106, 401
			都市部	9, 490
	短期入所	f整備加算	標準	8, 811
			都市部	11, 005
	発達障害	F者支援センター整備加算	標準	
				10, 218
	障害児村	目談支援整備加算	都市部	7, 847
			標準	7, 286
		隻 、居宅訪問型児童発達支援、保	都市部	5, 223
	育別等記	· 問支援整備加算	標準	4, 850
	小規模な	ブループケア整備加算	都市部	16, 826
	71.700156.7	/・ ラグ/ 正備// サ	標準	15, 623
	21空部ピフィ	ペース整備加算	都市部	30, 303
	近無へ、	、一	標準	28, 137
福祉型児童発達支援センター	本体	ALEICA COLLINIZ	都市部	45, 136
医療型児童発達支援センター		利用定員 20人 以下	標準	41, 909
			都市部	90, 909
		21人 ~ 40人	標準	84, 410
			都市部	151, 835
		41人 ~ 60人	標準	140, 979
			都市部	213, 318
		61人 ~ 80人		
			標準	198, 067
		81人 ~100人	都市部	274, 881
			標準	255, 229
		101人 ~120人	都市部	335, 567
			標準	311, 576
		121人 以上	都市部	397, 210
		1217 52	標準	368, 812
	그녀 상사 그는 게	to looke title 14th Lon 10th	都市部	34, 769
	訓練爭弟	芝等整備加算	標準	32, 283
			都市部	114, 594
		1 6+ 30, 14+ 66 ±6 14+ 1 ₀ 66	네가 다	
	大規模訓	練設備等整備加算	+西 沖	
	大規模訓	練設偏等整偏加昇	標準	
		裸設偏等整偏加昇 	都市部	9, 490
				9, 490
	短期入所	千整備加算	都市部	9, 490 8, 811
	短期入所		都市部標準	9, 490 8, 811 11, 005
	短期入所	千整備加算	都市部標準 都市部標準	9, 490 8, 811 11, 005 10, 218
	短期入所発達障害	千整備加算	都市部 標準 都市部 標準 都市部	9, 490 8, 811 11, 005 10, 218 7, 847
	短期入所発達障害	所整備加算 写者支援センター整備加算	都市部 標準 都市部 標準 都市部	9, 490 8, 811 11, 005 10, 218 7, 847 7, 286
	短期入所 発達障事 障害児村 居宅訪問	所整備加算 居者支援センター整備加算 目談支援整備加算 間型児童発達支援、保育所等訪問	都市部 標準 都市部 標準 都市部	106, 401 9, 490 8, 811 11, 005 10, 218 7, 847 7, 286 5, 223
	短期入所発達障害	所整備加算 居者支援センター整備加算 目談支援整備加算 間型児童発達支援、保育所等訪問	都市部 標準 都市部 標準 都市部	9, 490 8, 811 11, 005 10, 218 7, 847 7, 286
	短期入的 発達障害 障害児相 居宅接整備	所整備加算 居者支援センター整備加算 目談支援整備加算 間型児童発達支援、保育所等訪問	都市部 標準 都市部 標準 都市部 標準 都市部	9, 490 8, 811 11, 005 10, 218 7, 847 7, 286 5, 223

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
- (こ成事第432号令和5年8月22日) により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を

■公害防止対策事業として行う場合(障害児施設等)

				(1施設あたり)			
	事業(施設)の種類		交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	82, 05			
医療型障害児入所施設		和加足員 20八 多十	標準	76, 19			
		21人 ~ 40人	都市部	164, 91			
		21% 40%	標準	153, 12			
		41人 ~ 60人	都市部	274, 88			
		1170 0070	標準	255, 22			
		61人 ~ 80人	都市部	386, 76			
		01% 00%	標準	359, 11			
		81人 ~100人	都市部	497, 68			
		01% 100%	標準	462, 10			
		101人 ~120人	都市部	608, 45			
		101% 120%	標準	564, 95			
		121人 以上	都市部	719, 30			
		121人 以上	標準	667, 87			
	±11 (at alr :	光效軟供加質	都市部	34, 76			
	訓冰尹:	訓練事業等整備加算標準					
	十相構	大担模訓練設備等整備加質					
	八双快	大規模訓練設備等整備加算標準					
	信曲コ	sub /# +n /#	都市部	9, 49			
	型别人	所整備加算 	標準	8, 81			
	沙土吐	マギュゼヤン カー (サー) 体	都市部	11, 00			
	光 達 障	害者支援センター整備加算	標準	10, 2			
	P* + 10		都市部	7, 84			
	障害児	相談支援整備加算	標準	7, 28			
	居宅介	護、居宅訪問型児童発達支援、保	都市部	5, 2			
		訪問支援整備加算	標準	4, 8			
			都市部	16, 8			
	小規模	グループケア整備加算	標準	15, 65			
		to an extension	都市部	30, 30			
	避難ス	ペース整備加算	標準	28, 13			
■ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	本体		都市部	45, 13			
医療型児童発達支援センター	1	利用定員 20人 以下	標準	41, 90			
			都市部	90, 90			
		21人 ~ 40人	標準	84, 4			
			都市部	151, 83			
		41人 ~ 60人	標準	140, 9'			
			都市部	213, 3			
		61人 ~ 80人	標準	198, 00			
			都市部	274, 88			
		81人 ~100人	標準	255, 25			
			都市部	335, 5			
		101人 ~120人	標準	311, 5			
			都市部	397, 2			
		121人 以上	標準	368, 8			
		1		-			
	訓練事	業等整備加算	都市部	34, 70			
	<u> </u>		標準	32, 28			
	大規模	訓練設備等整備加算	都市部	114, 59			
	***************************************		標準	106, 40			
	毎 押 フ :	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	都市部	9, 49			
		刀塞開加昇	標準	8, 8			
			都市部	11, 00			
	発達障	害者支援センター整備加算	標準	10, 2			
	-		都市部	7, 8			
	障害児	相談支援整備加算					
	-		標準	7, 28			
		問型児童発達支援、保育所等訪問	都市部	5, 22			
	支援整	順 <i>川</i> 昇	標準	4, 85			
	記立 ast マ	ペース整備加算	都市部	30, 30			
	姓無人・	、 ク軍哺加昇	標準	28, 13			

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
 - (こ成事第432号令和5年8月22日) により、都市部特例割増加算後の単価であること。

 - 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を

新		旧	
■交付基礎点数表(児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合)	■交付基礎点数表(児童養護施設等の地域分散	化事業として行う場合)	
(削除)		単位	交付基礎点数
	到日時十十	1 人 当 た り	3, 142
	<u>乳児院本体</u>		<u>5, 142</u>

	<u>単位</u>	<u>交付基礎点数</u>
<u>乳児院本体</u>	1 人当たり	<u>3, 142</u>
初度設備相当加算(30人以下)	1 人当たり	<u>81</u>
初度設備相当加算 (30人を超える部分)	1 人当たり	<u>37</u>
小規模グループケア整備加算	<u>1グループケア</u> 当 <u>た</u> り	<u>3, 063</u>
<u>心理療法室整備加算</u>	1 施 設 当 た り	<u>25, 513</u>
子育て短期支援事業のための居室等 <u>整備加算</u>	1 人当たり	<u>864</u>
初度設備相当加算	1 人 当 た り	<u>70</u>
<u>年齢延長児を受け入れるための居室等</u> <u>整備加算</u>	1 人当たり	<u>754</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1, 084</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4, 901</u>
児童養護施設本体	1 人当たり	<u>4, 807</u>
初度設備相当加算	1 人 当 た り	<u>81</u>
小規模グループケア整備加算	<u>1グループケア</u> 当 <u>た</u> り	<u>7, 462</u>
<u>心理療法室整備加算</u>	1施設当たり	<u>25, 513</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人 当 た り	<u>1, 759</u>
<u>初度設備相当加算</u>	1 人当たり	<u>70</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 た り	<u>1, 084</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>282</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4, 901</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童早塩施定を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数に対して、0.09を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 - 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て))
 4 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
 5 乳児院、児童養護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当た

 - り)の交付基礎点数を適用する。 6 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17 日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。 7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新		旧	
■交付基礎点数表(産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	■表耳状性上来(文/// / - / - / - / - / - / - / - / - / -		在を担入)
(削除)	■交付基礎点数表(産後ケア事業を行う施設 	<u>の創設、増築、増改築整備事業を</u>	<u>行り場合)</u>
		<u>単位</u>	交付基礎点数
	産後ケア事業を行う施設	1 施設当たり	<u>15, 490</u>
		I L	
	(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定 された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規	に基づき指定された特別豪雪地域、奄美郡 定に基づき指定された離島振開対策宝施#	作島振興開発特別措置法第1条に規定 1城 小笠原辞息長脚関系特別措置法
	第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄 合(児童厚生施設を除く。) は、上記交付基礎	振興特別措置法第3条第1項第3号に規定	された離島のいずれかに所在する場
	2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「	礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官 次世代育成支援対策施設整備交付金におり	『の必要と認めたポイントであること。 『る一部改築及び拡張に係る交付金の
	算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令 4 前年度から繰越を行った事業については、前	→和5年8月22日)によるものとする。(年度に設定された交付基礎点数を適用する。	<u>小数点以下切捨て))</u>) <u>。</u>

旧

■解体撤去交付基礎点数

所 中 版 云 文 刊									
	単位	標準	基づく事業とし	地震対策緊急整 備事業業緊急事 無防災緊計の場合 を を を を を を を を を を を の る の の る の る の る	急事業計画に基	(1) に該当す	<u>交付要綱8</u> (2) に該当す <u>る事業の</u> 場合	公害防止対策事 業として行う場 合	交付要網8 (3)に該当す る事業の場合
児童相談所一時保護施設	1 人当たり	120	-	-	158	-	-	-	=
助産施設	1 人当たり	194	291	-	256	-	-	-	=
乳児院	1 人当たり	113	150	150	149	150	-	-	Ξ
母子生活支援施設	1世帯当たり	414	622	-	547	-	-	-	=
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	827	-	-	<u>1, 637</u>	-	-	-	1, 240
児童センター	1施設当たり	1, 245	-	-	2, 465	-	_	-	<u>1, 868</u>
大型児童センター	1施設当たり	1,664	-	-	<u>3, 296</u>	-	-	-	<u>2, 497</u>
児童養護施設	1人当たり	175	-	-	231	234	=	-	=
児童心理治療施設本体	1 人当たり	201	-	268	265	-	-	-	Ξ
児童自立支援施設	1人当たり	253	-	-	334	-	-	-	=
児童家庭支援センター	1施設当たり	590	-	-	-	-	-	-	=
里親支援センター	1施設当たり	<u>590</u>	-	-	-	-	-	-	Ξ
職員養成施設	1 人当たり	106	-	-	-	-	-	-	=
小規模住居型児童養育事業所	1 人当たり	443	-	-	584	-	-	-	Ξ
児童自立生活援助事業所	1人当たり	394	-	-	521	-	=	-	=
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	540	-	-	713	-	=	-	Ξ
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	=
一時預かり事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	Ξ
<u>子育て短期支援事業所</u>	1人当たり	<u>540</u>	=	=	<u>713</u>	=	=	=	=
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	<u>540</u>	=	=	713	=	=	=	=
<u>妊産婦等生活援助事業所</u>	1施設当たり	<u>540</u>	Ξ	=	713	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ
<u>児童育成支援拠点事業所</u>	1世帯当たり	<u>540</u>	=	=	713	=	=	=	=
こども家庭センター	1世帯当たり	<u>540</u>	Ξ	=	713	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ
利用者支援事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	=
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	590	-	-	779	-	787	_	Ξ
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	540	-	-	713	-	=	-	=
障害児入所施設	1施設当たり	0 600	17, 663	11 699	11, 560			0.559	
陣音冗八 別	1 旭畝ヨたり	8, 688	15, 509	11,632	11, 500	_	_	9, 552	Ξ
除字目 1 元长兆 (如 士如)	1 #6:30 W &- 10	0.100	18, 546		10 100			10.000	
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	9, 122	16, 284	12, 213	12, 138			10, 029	=
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	4, 365	15, 509	5, 816	5, 600	-	-	4, 798	=
障害児施設 (障害児入所施設を除く) (都市部)	1施設当たり	4, 584					_	5, 038	=
注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の共	見定に基づき指定され	た特別豪雪地域、奄美	美群島振興開発特別措	置法第1条に規定さ	れた奄美群島、離島排	長興法第2条第1項の	規定に基づき指定さ	'n	-

■解体撤去交付基礎点数

	単位	標準		地震対策緊急整 備事業計画、 場所災緊急事業 五づく事業の場合	急事業計画に基	児童養護施設等 の地域分散化事 業として行う場 合	産後ケア事業を 行う施設の創 設、増築、増改 築整備事業を行 う場合	公害防止対策事 業として行う場 合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	120	-	-	158	-	-	-
助産施設	1人当たり	194	291	-	256	-	-	-
乳児院	1人当たり	113	150	150	149	150	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	414	622	-	547	-	-	-
児童厚生施設本体								
小型児童館	1施設当たり	827	_	_	<u>1,091</u>	_	_	_
児童センター	1施設当たり	1, 245	-	-	<u>1,643</u>	-	-	-
大型児童センター	1施設当たり	1,664	-	-	<u>2, 197</u>	-	-	-
児童養護施設	1人当たり	175	-	-	231	234	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	201	-	268	265	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	253	-	-	334	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	590	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	106	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	443	-	-	584	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	394	-	-	521	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	590	-	-	779	-	787	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	540	-	-	713	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	8, 688	17, 663 15, 509	11, 632	11, 560	-	-	9, 552
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	9, 122	18, 546 16, 284	12, 213	12, 138	-	-	10, 029
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	4, 365		5, 816	5,600	_	_	4, 798
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	4, 584		6, 107		_	_	5, 038
(都市部)	「地区コルッ		10, 204	0, 107	0,000		Harris H. A. & Harris V.	5,030

(部市部)
(注) 1 ※雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された産島振興開発特別措置法第4条第1項の規定に基づき指定された産島振興開発特別措置法第3条第1項第3号に規定された産島のいずれかに所在する場合(児童摩生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数を適用する。4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標準	基づく事業とし	震防災緊急事業	づく事業の場合	(1) に該当す	<u>交付要綱8</u> (2)に該当す <u>る事業の</u> 場合	公害防止対策事 業として行う場 合	
児童相談所一時保護施設	1 人当たり	216	-	-	286	-	-	-	Ξ
助産施設	1 人当たり	364	546	-	480	-	-	-	=
乳児院	1人当たり	201	302	268	265	268	-	-	Ξ
母子生活支援施設	1世帯当たり	752	1, 129	-	993	-	-	-	Ξ
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1, 234	-	-	2, 444	-	-	-	<u>1, 994</u>
児童センター	1施設当たり	1,860	-	-	3,683	_	_	-	<u>3, 005</u>
大型児童センター	1施設当たり	2, 484	-	-	4,920	-	-	-	4,014
児童養護施設	1人当たり	313	-	-	413	417	-	-	Ξ
児童心理治療施設本体	1人当たり	379	-	505	500	-	-	-	Ξ
児童自立支援施設	1人当たり	446	-	-	589	-	-	-	Ξ
児童家庭支援センター	1施設当たり	1, 049	-	-	-	-	-	-	Ξ
里親支援センター	1施設当たり	<u>1, 049</u>	=	=	=	=	=	=	Ξ
職員養成施設	1人当たり	194	-	-	-	-	-	-	Ξ
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1, 846	-	-	2, 437	-	-	-	Ξ
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1, 638	-	-	2, 163	-	-	-	Ξ
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	959	-	-	1, 266	-	-	-	Ξ
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	959	-	-	1, 266	-	-	-	Ξ
一時預かり事業所	1施設当たり	959	-	-	1, 266	-	-	-	Ξ
子育て短期支援事業所	1人当たり	<u>1, 846</u>	Ξ	Ξ	2, 437	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	959	Ξ	Ξ	1, 266	Ξ	Ξ	=	Ξ
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	959	Ξ	Ξ	1, 266	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	959	Ξ	Ξ	1, 266	Ξ	Ξ	Ξ	Ξ
こども家庭センター	1世帯当たり	959	=	=	1,266	=	=	=	Ξ
利用者支援事業所	1施設当たり	959	-	-	1, 266	-	-	-	Ξ
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	1, 049	-	-	1, 385	-	1, 399	-	Ξ
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1 拠点当たり	959	-	-	1, 266	-	-	-	=
障害児入所施設	1施設当たり	15.040	22, 919		21, 109			17 474	
厚舌 允八月 他故	1 旭畝ヨたり	15, 940	21, 195	21, 195	21, 109	_	_	17, 474	Ξ
障害児入所施設 (都市部)	1施設当たり	16, 737	22, 320	20, 640	20,600	_	_	17, 050	_
PW-C-ID-H-20, (PW-C-ID-3, TY-H-20, N-PA-A)	a the analysis is		20, 640		40			0	
障害児施設 (障害児入所施設を除く) 障害児施設 (障害児入所施設を除く)	1施設当たり	7, 611	10, 167	10, 167	10, 052	-	-	8, 367	=
(都市部)	1施設当たり	7, 991	10, 675	10, 675	10, 555	-	-	8, 785	=

(注) 1 豪雪地帯対策特別指層法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島擬興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島擬興法第2条第1項の規定に基づき指定された應島擬農対策実施地域、小笠原諸島凝集開発特別措置法第4条第1項に規定された心室原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎表数に対して、0.00を乗じて持られた離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎表数と適用する。 場合は、上記交付基礎を設定対して、0.00を乗じて持られた変やが算する。(小水点以下切捨で) 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎表数を適用する。 3 A 型児童館及び印度児童館については、こども家庭行足首は影の大安付基礎表数とある。 4 障害児人所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児人所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に 基づく事業とし て 行 う 場 合	地震対策緊急整 備事業計画、地震防災緊急事業 医箇年計画に基 づく事業の場合	急事業計画に基	児童養護施設等 の地域分散化事 業として行う場 合	産後ケア事業を 行う施設の創 設、増築、増改 築整備事業を行 う場合	公害防止対策事 業として行う場 合
児童相談所一時保護施設	1 人当たり	216	-	-	286	-	-	-
助産施設	1人当たり	364	546	-	480	-	-	-
乳児院	1 人当たり	201	302	268	265	268	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	752	1, 129	-	993	=	-	=
児童厚生施設本体								
小型児童館	1施設当たり	1, 234	-	-	<u>1, 629</u>	-	-	_
児童センター	1施設当たり	1, 860	-	-	<u>2, 455</u>	-	-	-
大型児童センター	1施設当たり	2, 484	-	-	<u>3, 280</u>	-	-	-
児童養護施設	1人当たり	313	=	-	413	417	-	=
児童心理治療施設本体	1 人当たり	379	-	505	500	-	-	-
児童自立支援施設	1 人当たり	446	-	-	589	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1, 049	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	194	=	-	=	=	-	=
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1, 846	=	-	2, 437	=	-	=
児童自立生活援助事業所	1 人当たり	1, 638	-	-	2, 163	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	959	-	-	1, 266	-	-	=
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	959	-	-	1, 266	-	-	=
一時預かり事業所	1施設当たり	959	-	-	1, 266	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	959	-	-	1, 266	-	-	=
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	1, 049	-	-	1, 385	-	1, 399	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1 拠点当たり	959	-	-	1, 266	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	15, 940	22, 919	21, 195	21, 109	-	-	17, 474
	,,	,	21, 195	,	,			,
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	16, 737	22, 320	20,640	20,600	-	_	17, 050
THE DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PROPERT	- //542 - //5	15,101	20, 640	25,010	20,000			1.,000
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	7, 611	10, 167	10, 167	10, 052	=	-	8, 367
障害児施設 (障害児入所施設を除く) (都市部)	1施設当たり	7, 991	10,675	10, 675	10, 555		-	8, 785

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童理生施設を除く)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨で) 2 前年度から縁載を行った事実については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。(小数点以下切捨で) 3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数と適用する。 4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童 自立支援施設	37, 810	-
児童心理治療施設	-	50, 418

⁽注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数 (子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童育成支援拠点事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	14, 645	19, 523
初度設備相当加算	796	2,082
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童育成支援拠点事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点)	6,610	

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	19, 523	13, 019
初度設備相当加算	3, 475	2, 315

⁽注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)	
	乳児院	10
	消火ポンプユニット等加算 (1 施設当たり)	1, 879
	障害児入所施設	15
基準点数 (1 ㎡当たり)	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2, 218
本中////////////////////////////////////	障害児入所施設 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)	29
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2, 218
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	7
	児童厚生施設	4

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童 自立支援施設	37, 810	-
児童心理治療施設	-	50, 418

⁽注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	14, 645	19, 523
初度設備相当加算	796	2,082
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点)	6, 610	

⁽注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 子育で支援のための拠点施設、地域子育で支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(こ成事第435号令和5年8月22日)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	19, 523	13,019
初度設備相当加算	3, 475	2,315

⁽注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)	
	乳児院	10
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,879
	障害児入所施設	15
基準点数(1 ㎡当たり)	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2, 218
坐中点数 (IⅢコたり)	障害児入所施設 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)	29
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2, 218
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	7
	児童厚生施設	4

[※] 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

⁽注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 子育て支援のための拠点施設、地域テ育す支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助
<u>事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭とンター、</u>利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合
支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース (地域交流スペース) の
整備について」(こ成事第435号令和5年8月22日)の「1地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

新

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)	
	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3, 048
	m ² 当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	157
+ 34 - 41.	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	235
基準点数	屋内消火栓設備(障害児施設等)	
	基本点数	359
	m ² 当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	185
	パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	278

[※] 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)	121

[※] 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)	
	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3, 048
	m ² 当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	157
	パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	235
基準点数	屋内消火栓設備(障害児施設等)	
	基本点数	359
	m ³ 当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	185
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	278

旧

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数(1施設あたり)	121

[※] 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

[※] 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	基づく事業とし	地震対策緊急整 備事業計画、地 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合	急事業計画に基	(1) に該当す	<u>交付要綱 8</u> <u>(2)に該当す</u> <u>る事業の</u> 場合	<u>交付要綱8</u> (3)に該当す <u>る事業の場合</u>
標準 (児童厚生施設、 <u>児童育成支援拠点</u> <u>事業所、</u> 子育て支援のための拠点施 設、地域子育て支援拠点事業所、一 時預かり事業所、 <u>社会的養護自立</u> 助事 <u>業所、こども家庭や生活援助</u> 事 <u>業所、こども家庭センター、</u> 利用者 支援事業所、市区町村子ども家庭総 合支援拠点以外)	9, 390	-	-	-	-	-	Ξ
児童厚生施設	6, 233	-	-	<u>12, 341</u>	-	-	10, 069
児童育成支援拠点事業所	9,049	Ξ	Ξ	11, 944	Ξ	Ξ	=
子育て支援のための拠点施設	9,049	-	-	11, 944	-	-	_
地域子育て支援拠点事業所	9, 049	-	-	11, 944	-	-	Ξ
一時預かり事業所	9, 049	-	-	11, 944	-	-	=
社会的養護自立支援拠点事業所	9,049	Ξ	Ξ	11, 944	Ξ	Ξ	Ξ
<u>妊産婦等生活援助事業所</u>	9,049	Ξ	Ξ	11, 944	Ξ	Ξ	Ξ
こども家庭センター	9,049	Ξ	Ξ	11, 944	Ξ	Ξ	Ξ
利用者支援事業所	9, 049	-	-	11, 944	-	-	=
市区町村子ども家庭総合支援拠点	9, 049	-	-	11, 944	-	-	=
乳児院	-	12, 521	-	-	-	-	=
助産施設、母子生活支援施設	-	14, 086	-	-	-	-	=
乳児院、児童心理治療施設	-	-	12, 521	-	-	-	Ξ
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	12, 395	-	-	=
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	12, 521	-	=
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	12, 521	=
福祉型障害児入所施設(主として知 的障害のある児童及び肢体不自由の ある児童を入所させるものに限 る)、医療型障害児入所施設(主と して肢体不自由のある児童及び重症 心身障害児)	9, 118	-	-	-	-	-	=

⁽注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	基づく事業とし	地震対策緊急整 備事業計画、 震防災緊急事業 五箇年計画に基 づく事業の場合	急事業計画に基	児童養護施設等 の地域分散化事 業として行う場 合	産後ケア事業を 行う施設の創 設、増築、増改 築整備事業を行 う場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のため の拠点施設、地域子育て支援拠点事 業所、一時預かり事業所、利用者支 援事業所、市区町村子ども家庭総合 支援拠点以外)	9, 390	-	-	-	-	-
児童厚生施設	6, 233	-	-	<u>8, 227</u>	-	-
子育て支援のための拠点施設	9, 049	-	-	11, 944	-	-
地域子育て支援拠点事業所	9, 049	-	-	11, 944	-	-
一時預かり事業所	9, 049	-	-	11, 944	-	-
利用者支援事業所	9, 049	-	-	11, 944	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	9, 049	-	-	11, 944	-	-
乳児院	-	12, 521	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	14, 086	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	12, 521	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、産後ケア事業を行う施設	-	-	-	12, 395	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	12, 521	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	12, 521
福祉型障害児入所施設(主として知 的障害のある児童及び肢体不自由の ある児童を入所させるものに限 る)、医療型障害児入所施設(主と して肢体不自由のある児童及び重症 心身障害児)	9, 118	-	-	-	-	-

⁽注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

	新		旧
期借地権設定のための一時金加算		■定期借地権設定のための一時金加算	
	単価(1施設あたり)]	単価 (1施設あたり)
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、 <u>里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所</u>	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数(小数点以下は切り捨て)	乳児院、母子生活支援施設、児童養 護施設、児童自立支援施設、児童家 庭支援センター、小規模住居型児童 養育事業所、児童自立生活援助事業 所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別添一4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点刻(小数点以下は切り捨て)

 新
 旧

 別表 3
 別表 3

算 定 基 準

算 足 基 準 (そ の 他 施 設)

1区分	2種目	3 基	準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	次に掲げる	る点数とし、改	施設整備に必	別表 1 - 4
		 築及び大規模	莫修繕等の工事	要な工事費又は	のとおり
			は、こども家庭	工事請負費及び	
			更と認めた点数		
		とする。			
		こども家庭	医庁長官が必要		
		と認めた面積	其		
		hal baba	and the late		
		鉄筋	こども家庭庁		
			長官が必要と		
			認めた点数		
		ブロック	こども家庭庁		
			長官が必要と		
			認めた点数		
		木造	こども家庭庁		
			長官が必要と		
			認めた点数		
	解体撤去工	こども家庭	重庁長官が必要	 解体撤去に必	
	事費及び仮		及び額とする	要な工事費又は	
	設施設整備	0		工事請負費及び	
	工事費			仮設施設整備に	
				必要な賃借料、	
				工事費又は工事	
		1		1	

算 定 基 準 (そ の 他 施 設)

1区分	2種目	3 基	準	4対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	築及び大規模 費については 庁長官が必要 とする。	点点数とし、改 原修繕等の工事 は、こども家庭 更と認めた点数 医庁長官が必要	施設整備に必 要な工事費又は 工事請負費及び 工事事務費	
		と認めた面積			
		鉄筋	こども家庭庁 長官が必要と 認めた点数		
		ブロック	こども家庭庁 長官が必要と 認めた点数		
		木造	こども家庭庁 長官が必要と 認めた点数		
	解体撤去工 事費及び仮 設施設整備 工事費		E庁長官が必要 改及び額とする	解体撤去に必 要な工事費又は 工事請負費及び 仮設施設整備に 必要な賃借料、 工事費又は工事 請負費	

旧

別表 4

算 定 基 準

新

(余裕教室活用促進事業)

1区分	2基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施 設等に改築する場合は、 別表2に掲げる交付基礎 点数とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費(3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費(4) 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費(4) 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費(5) 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表4

算 定 基 準 (余裕教室活用促進事業)

1区分	2基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施 設等に改築する場合は、 別表2に掲げる交付基礎 点数とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築(施設の 整備と一体的に整備されるものであって、 地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を 含む。)するために必要な工事費又は工事 請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表 1 - 4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

(前衛化等版他主義) ・ 一般な変、改業及び老門に併収型に核処整質 「区分 2種目 3基 年 4 会施証費 5 負状部合 2 種目 3 基 項 4 対象経費 5 負状部合 2 種目 3 基 項 4 対象経費 1 以表の機能 (議認の機能) 2 類別 1 - 4 のとお 選別する場合 (ア) 別表がに発電されるものであった。 (ア) 別表がに発電されるものであった。 (ア) 別表をは関すると類では、 地方理をは、) 及び事業に対して行う場合には別表をに応げる定員1人当た。 の女付孟庭卓教に定員を来じて得たものを基準とする。 (イ) 溶解設制 河に基づく事業として行う場合にお別表をに応げる定員1人当た。 2 がの表別と発行。 (人) 溶解設制 河に基づく事業として行う場合にお別表をに応げる定員 1 人当たり交付基礎点教 に定員を来じて得たものを基準を表して行う場合には別表をに応げる定員 1 人当たり交付基礎点教 に定員を来じて得たものを基準を表して行う場合には別表をに応げる定員 1 人当たり交付基礎点教 に定員を来じて得たものを基準を表して行う場合には別表をに応げる 2 が表別 1 年後の表別に表別を表別を表別を表別に表別を表別と表別に表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別に表別を表別と表別を表別と表別に表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別を表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別を表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別と表別を表別を表別を表別を表別と表別を表別を表別を表別を表別と表別を表別を表別と表別を表別を表別と表別を表別を表別と表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別と表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表			新	į					旧		
(国際中等国際事象)	 別表 5					別表 5					
1並介 2 年刊 3 年 株 3 時本報告 3 年本報告 3 日本報告 3 日			算 定	基準				算	定	基準	
正文次 2年日 3年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年			(耐震化等數	整備事業)					(耐震化等團	を備事業)	
### 24年 19			増改築、改築及び老朽民	民間児童福祉施設整備				増改築、	改築及び老朽目	民間児童福祉施設整備	
### 5 場合 (7) 別別を1に別する定に1人名字 で、 たりが生 (3) 知らが必要 (4) 神器速度計画に基づて事業と である変料を徐く、)及び工作 (4) 神器速度計画に基づて事業と である変料を徐く、)及び工作 (5) 心臓対理が急極に審定対理が である (7事態でからが固定) (5) 心臓対理が急極に審定対理が である (7事態でからが固定) (5) 心臓対理が急極に審定対理が で、 たり、 その部は、工事業と で、 たりのよりがよい過しませい。 (5) 心臓対理が急極に審定対理が とする。 (7) 心臓対理が急極に審定対理が とする。 (7) 心臓対理が急極に審定対理が とする。 (7) 心臓対理が急極に審定対理が スーペータとして行う場合には (7) 心が対理が必要して行う場合には (7) 心が対理が必要して行う場合には (7) 心が対理が必要して行う場合には (7) 心が対理が必要が必要して行う場合には (7) 心が対理が必要が必要して行う場合には (7) 別別を12割がである。(7) 別別が対理をからからが利用 (7) では、 7) では、	1 区分	2種目	3基 準	4 対象経費	5 負担割合	1区分	2種目	3 基	準	4 対象経費	5 負担割合
(ア) 別席市に取げる電信1人音の り支伸は極寒は広声終を見して	施設整備	本体工事費	ア 定員1人当たり交付基礎点数を	施設の整備(施設の整備と一	別表1-4のとお	施設整備	本体工事費	ア 定員1人当たりろ	交付基礎点数を	施設の整備(施設の整備と一	別表 1 - 4 のとお
り 分付五面点数に労員を乗じて 神人とかった正年とける。 (4) 神器福美田田正元く(書かと して行う場合に対応もである。) 及び工事 とある意用を始く。) 及び工事 とする。 に対象を作して特えらかを工程として行う場合に対応を に対象を使して特えらかを工程 とする。 (5) 地別特別なの情報事業が画に (7) 地別特別なの情報事業が画に (7) 地別特別なの情報を対し面に 力とものを基準として行う場合には 力とものを基準として行う場合には りたものを基準として行う場合には してよるのを基準として行う場合には りたものを基準として持 たものを基準として持 といる。 (4) 地別の収益を事立同付証 といる。 (5) 地別の収益を事立同付証 力とものを基準として行う場合には してよるのを基準として持 たものを基準として持 にし、 たものを基準として行う場合に にし、 たたし、別の情報を等変との対象とする。以下団 では、ままでは、 したし、別の情報を等変との対象とする。以下団 では、ままでは、 といるのは基準として行う場合に にし、 たたしのが基準として行う場合に にし、 たたし、別の情報を守る見またと にし、 たたし、別の情報を守る見またと にし、 たたし、別の情報を守る関すを に対象をがませるを考定して、 うが相互と対別が横上においり別 に正さく事意として行う場合に に対象をがませるを考定して行う場合に に対象をがませるを表すまである。 (4) 野間のはのはなる主意を表すまである。 (4) 野間のはのはなる主意を表すまである。 (4) 野間のはのはなるに対象を作業に 神とものを基準として行う場合に (4) では、これと同立とが 神とものを基準として行う場合に (4) では、、工事を対は工事 (4) では、、工事を対は工事 を表したの行る違えしまる。 (4) では、これと同立と を変かられる解入者でか合う。 を変かられる解入者でか合う。 と変かられる解入者でか合う。 (4) 理解当とりを付取に表を行 取して特定ものを基準とする。 (4) 理解当とりを付取に表を行 でして特定ものを基準とする。 (4) 理解当とりを付取に表を行 でして特定ものを基準とする。 (4) 神解を開き田に立てで考定として行う場合に しておるを表す。分は全がまをする。 (4) 神解の関す面に立てく事立と して行う場合に対象を行る。 になるを表す。 ではるとないとは、 はなるを表す。 になるを表す。 ではるとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないと			適用する場合	体的に整備されるものであっ	ŋ			適用する場合		体的に整備されるものであっ	b
②からのを基準とする。 (4) 神風原始神に基づく事合と (4) か見の意見を含め、 (4) が見のない。 (4) 神風原始神に基づく事合と (4) か見の意見を含く。 (4) か見の意見を含く。 (4) か見の意見を含く。 (4) か見の意見を含く。 (4) か見の意見を含く。 (4) か見の表に表する事合と (5) が表して持たものを認識 (5) が表して持たものを認識 (5) が表して持たものを認識 (7) が表し、活に変する意見である。 (6) が表して持たものを認識 (7) が表し、活に変する意見である。 (7) が表し、対しの数な主要として行う場合には、対して、変数。 神風を変数。 (4) が表し、対して、変数。 神風を変数。 (4) が表し、対して、変数。 神風を変数。 (5) が表し、対して、変数。 神風を変数。 (5) が表し、対して、変数。 神風を変数。 (6) が表して、できるまして、ためのが、ままして、ためのが、ままして、ままして、ままして、ままして、ままして、ままして、ままして、ままし			(ア) 別表6に掲げる定員1人当た	て、地方厚生(支)局長が必要				(ア) 別表6に掲げる	る定員1人当た	て、地方厚生(支)局長が必要	
(イ) 神機疾病を再に基づく主義と 立める環用を除く、)及び下が して行う場合には効素をに対す 特別機 (1 年底にのために成め ない こと できる できる できない こと できる できない こと で			り交付基礎点数に定員を乗じて	と認めた整備を含む。) に必要				り交付基礎点数に	に定員を乗じて	と認めた整備を含む。)に必要	
して行う場合に抵別会有に抵別 お店費(干が菓下のため直接と お店員1人当たり文件基準の表 いお育食条度で調子ものを表土地である。 な、資泉、海豚の泉、新店園機 とする。 (ク) 地理別報業会が企業事業が譲ら 温力く事業として行う場合には 別数をに知がる定は1人等で 対 では機能なが正日を果して行 たものを基準上する。 (カ) 地理の泉電企業が正日を果して行 たものを基準上する。 (カ) 神理の泉電企業が正日を果して行 たちのを基準上する。 (カ) 神理の泉電企業が正日を果して行 が 大きし、大きり、大事方 (以下間し、) ・ 工事費又 (工事費として行う場合に (以下間し、) ・ 大きし、人間に (以下間し、) ・ 大きし、人間に (以下間し、) ・ 大きし、人間に (以下間し、) ・ 工事費表 (以下間し、) ・ 大きし、名は、大事と自主を (以下間し、) ・ 大きし、海路と原と正常を含む (以下間し、) ・ 工事費表 (以下間し、) ・ 工事費表 (以下間し、) ・ 大きし、海路に成りを使む (以下間し、) ・ 工事費表 (以下間し、) ・ 大きし、海路に、たまと同等とな (以下間し、) ・ 大きし、海路に、たまと同等と (以下間し、) ・ 大きし、海路に、たまと同等と (以下間し、) ・ 、 対きるよび (以下間し、) ・ 、 対きるよび (以下間し、) ・ 、 対きるよび (以下間し、) ・ ・ の 大きし、大きし、大きし、大きし、大きし、大きし、大きし、大きし、大きし、大きし、			得たものを基準とする。	な工事費又は工事請負費(7に				得たものを基準。	とする。	な工事費又は工事請負費(7に	
おお買り入当たり交付基礎点談 に定員を乗じて特からのを基準 とする。 (ク) 地震対策所急騰情も薬計画に 広づく 事業として行う場合には 別数をに掲するで買り入当た物 (力・動産のは異なの選性を対す			(イ) 沖縄振興計画に基づく事業と	定める費用を除く。)及び工事				(イ)沖縄振興計画(に基づく事業と	定める費用を除く。)及び工事	
に定員を愛じて得かものを基準を で、 旅費、清解品費、延信強敵 費、印刷製本費及び製制監督科 とする。 (2) 担親対策策急整備事業計画に 基づく事業として行う場合には 別域のに関する他自力を必要 で、 次の側は、下事食又 第三人で事業として行う場合には 別域のに関する他自力を必要 で、 次の側は、下事食又 第三人で事業として行う場合には 別域のに関する他自力を必要 で で がらのを基準とする。以下同 文件基礎点製に定員を乗じて得 たものを基準とする。以下同 文件基礎点製に定員を乗じて得 た (2) 担親初別関係急事業上降年計画 に 分別数をは同時において別 に 基づく事業として行う場合には 分別数をは表している場合 (2) 別の補助金等又はこ (2) 別の補助金等又はこ (2) 別数をは限力を負 (3) 当な対対象とする最高を含 (2) 別の補助金等又はこ (3) 別の補助金等又はこ (3) 別の補助金等又はこ (3) 別の補助金等又はこ (3) 別の補助金等又はこ (4) 財務を行るがこの資金を含 (2) 別では、これと同事と認め うれる委託費、分型金及び適当 と扱られる機入費等を含む (2) 下同こ。) エ考文とは (3) 別では、これと同事と必られる委託費、分型金及び適当 と扱られる機入費等を含む (2) 別求自に掲げる・非乗率なら (2) 別求自に掲げる・1 世帯当たり (4) 神機振舞割回に基づく事業として行う場合には別数をに基げる 1 世帯当たり文件基礎点数に 定員 (世帯)を 東でて得たものを基準とする。 (4) 神機振舞割回に基づく事業として行う場合には別数をに基げる 1 世帯目たり文件基礎点数に 定員 (世帯)を 東でて得たもの を集じて得たもの (4) 神機振舞割回に基づく事業として行う場合には別数をに基げる 1 世帯目たり文件基礎点数に 定員 (世帯)を 東でて得たもの (4) 神機振舞割回に基づく事業として行う場合には別数をに基げる 1 世帯目たり文件基礎点数に 定員 (世帯)を 東でて得たもの			して行う場合には別表6に掲げ	事務費(工事施工のため直接必				して行う場合には	は別表6に掲げ	事務費(工事施工のため直接必	
とする。 (ク) 地震対策総念艦傳事案計画に 基子でより表して行う場合には は上事論負要の2.6%に相当する 別表りに掲げる定員人当たり 数を規度機とする。以下同 交付基礎点数に定員を乗じて得 たものを基準とする。 (2) 地震対策数金を確う事文電節中計画 に基子でより表として行う場合には (2) 地震対策数金等文電節中計画 に基子でより表として行う場合に は対表のに関げる定員1人当た のを担じた対のをはに対ける定員1人当た のを担じた対のをはに対ける定員1人当た のを担じた対のを担じたが (2) 地震対策数金等文電節中計画 に基子でより表して行う場合に は対表のに掲げる定員1人当た のを担じた対のを担じたが (2) 中のに、)、下事費文は工事 り交付基礎点数に定員を乗じて 得たものを基準とする。 (2) 中のに、)、下事費文は工事 り交付基礎点数に定員を乗じて 得たものを基準とする。 (3) 下向に、)、下事費文は工事 り交付基礎点数に定員を表して (3) 下向に、)、下事費文は工事 り交付基礎点数に定員を表して (3) ただし、別の補助を容力 は対象とする要用を除 は対表のに掲げる定員1人当た の表で批考、分担を及び適当 と述められる機入費等を含む イ 1世帯当たり交付基礎点数を選 用する場合 (7) 別表もに掲げる1世帯当たり 交付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (4) 沖縄放射計画に基子です業と して行う場合に対明まるに制ける1世帯当たり 交付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (4) 沖縄放射計画に基子です業と して行う場合に対明まるに掲げる1世帯当たり 交付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (4) 沖縄放射計画に基子です業と して行う場合に対明まるに掲げる1世帯にあいて、第として行う場合には対策なに掲げる1世帯に表づて、第会して行う場合には対策なに掲げる1世帯当たり 文付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たもの とませて行かまの (3) 下向に、)、 (3) 下向に、)、 (3) 下向に、)、 (4) 下向に、)、 (4) 下のは、日本で当たもの (4) 下のは、日本で当たもの (5) 中部はよりで対策を対する 第として行う場合には対策ならに掲げる1世帯当たり 文付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たもの (4) 下のは、日本では、日本で当たり 文付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たもの (4) 下のは、日本では、日本では、日本で記される (4) 下のは、日本では、日本で記される (5) 中がは、日本では、日本で記される (5) 中がは、日本では、日本で記される (5) 中がは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本で記される (5) 中がは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本で			る定員1人当たり交付基礎点数	要な事務に要する費用であっ				る定員1人当たり	り交付基礎点数	要な事務に要する費用であっ	
(ウ) 地震対策所急整備事業計画に 差			に定員を乗じて得たものを基準	て、旅費、消耗品費、通信運搬				に定員を乗じて行	得たものを基準	て、旅費、消耗品費、通信運搬	
基づく事変として行う場合には 別数6に掲げる定員1人当たり 交付基確点数に定員を乗じて得 たものを基準とする。以下回 し、) ただし、別の補助金等又は に基づく事業として行う場合には に対して行う場合には に対して行う場合には に対しているを基準とする。以下回 し、) ただし、別の補助金等又は に基づく事業として行う場合に は別表6に掲げる定員1人当たり のでは基本裁定定量を乗じて得 に基づく事業として行う場合に は別表6に掲げる変員1人当た り交付基本裁定定量を乗じて 一部のでは「おいての。」、工事費又付工事 の交付基本裁定定量を乗じて 一部のでは「おいての。」、工事費と の方に関いての。」、工事費と の方に対して、対しの確日において にだって行う場合には に対して、対している。 のだ日とは別の種目においての になって行う場合には に対して、対している。 のだ日とは別の種目において には、対している。 のだ日とは別の種目において になって有きまして行う場合には には、これと同等と のうれる多数に定量を乗じて のたるとのをはできる。 のたるとのでは、これと同等と のうれる多数に定量を乗じて のたるのをとできる。 のたるとのでは に対している。 のたるとのでは に対している。 のたりとは、これと同等と のたるをはで、うれと同等と のたるのをはできる。 のたるとのでは のために表がる。 のたりの種目には のなるに表が、方ものをとなって行う場合には のたるとのでは のためには のなるに表が、方ものをとなって のたるのをは のためには のなるに表が、方ものをとなって のたりには のなるに表が、方ものをとなって のたりの種目において のたるのとは のたるのでは のなるに表が、方ものをとなって のたりには のなるに表が、方ものをとなって のたりのでは のなるに表が、方ものをとなって のたりには のなるに表が、方ものをとなって のたりのでは のなるに表が、方ものをとなって のたりには のなるに表が、方ものをとなって のたりには のなるに表が、方ものをとなって のたりのでは のなるに表が、方ものをとなって のなるに表が、方は、表がに関するとなって のなるに表が、方ものをとなって のなるに表が、方ものをとなって のなるに表が、方はではなって のなるに表が、方はなって のなるに表が、表が、方はではなって のなるに表が、方はではなって のなるに表が、表が、方はないではなって のなるに表が、表が、表が、表が、表が、表が、表が、表が、表が、表が、表が、表が、表が、表			とする。	費、印刷製本費及び設計監督料				とする。		費、印刷製本費及び設計監督料	
別表もに掲げる定員1人当たり 割を限度額とする。以下同 交付基礎点数に定員を乗じて得 たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業として行う場合に は別考をに掲げる定員1人当た の 種目とは別の種目において別 論交付対象とする費用を除き (以下同じ。)、工事費又は工事 労交付基礎点数に定員を乗じて 得たものを基準とする。 (以下同じ。)、工事費又は工事 労交付基礎点数に定員を乗じて 得たものを基準とする。 (以下同じ。)、工事費又は工事 労会者に扱げる定員1人当た り交付基礎点数に定員を乗じて 得たものを基準とする。 (以下同じ。)、工事費のは工事 対象をに掲げる定員1人当た り交付基礎点数に定員を乗じて 持合費には、これと同等と認め られる産計策、分担金及び適当 と認められる購入費等を含む (以下同じ。)。 用する場合 (以下同じ。)。 用する場合 (以下同じ。)。 用する場合 (以下同じ。)。 用する場合 (以下同じ。)。 用する場合 (以下同じ。)。 用する場合 (以下同じ。)。 (以下同じ。)。 日本書きり交付基礎点数を適 用する場合 (以下同じ。)。 日本書きり交付基礎点数を適 には、これと同等と される委託策、分担金及び と認められる購入費等を含む (以下同じ。)。 (以下同じ。)。 日本書きり交付基礎点数を適 には、これと同等と される委託策、分担金及び と認められる購入費等を含む (以下同じ。)。 日本書きり交付基礎点数を適 には、これと同等と される委託策、分担金及び に関する場合 (以下同じ。)。 日本書きり交付基礎点数を適 は対する1世帯当たり 交付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業と して行う場合には別表もに掲げ る1世帯当たり交付基礎点数に 定員(世帯)を乗じて得たもの			(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に	等をいい、その額は、工事費又				(ウ) 地震対策緊急	整備事業計画に	等をいい、その額は、工事費又	
交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とける。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業として行う場合に (以下同じ。)、工事費又は工事 京会 (以下同じ。)、工事費又は工事 お会 表達とする。 (以下同じ。)、工事費又は工事 お会 (以下同じ。)、工事費又は工事 お会 表達とする。 お会 表達とする。 (以下同じ。)、工事費又は工事 お会 表達とする。 お会 表達とする。 (以下同じ。)、工事費又は工事 お会 表達とする。 (以下同じ。)、工事費又は基準点数に定義を定義し、(以下同じ。)。 (以下同じ。)。 (以下同じ。)。 (以下同じ。)。 (以下同じ。)。 (以下同じ。)、 (以下同じ。)、 (以下同じ。)、 (以下同じ。)。 (以下同じ。)			基づく事業として行う場合には	は工事請負費の2.6%に相当する				基づく事業として	て行う場合には	は工事請負費の2.6%に相当する	
たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業として行う場合に は別表もに掲げる定員1人当た り交付基礎点数に定員を乗じて 得たものを基準とする。 (以下同じ。)、工事費又は工事 請負費には、これと同等と認め られる審社費、分担金及び適当 と認められる購入費等を含む (以下同じ。)。 イ 1世帯当たり交付基礎点数に定員 (世帯) を 乗じて得たものを基準とする。 (以下同じ。)。 (以下同じ。)。 イ 1世帯当たり交付基礎点数に定員 (世帯) を 乗じて得たものを基準とする。 (以下同じ。)。 (以下同じ。)。			別表6に掲げる定員1人当たり	額を限度額とする。以下同				別表 6 に掲げる気	定員1人当たり	額を限度額とする。以下同	
(エ) 地震防災緊急事業五篇作計画 の権目とは別の権目において別			交付基礎点数に定員を乗じて得	じ。)				交付基礎点数に気	定員を乗じて得	じ。)	
に基づく事業として行う場合に は別表 6 に掲げる定員 1 人当た は別表 6 に掲げる定員 2 人当た は別表 6 に掲げる定員 2 人当を かって付 3 場合に はいっしょう。 大事 費 又は工事 お食費には、これと同等と認め ちれる薬託衆 か知金及び適当 と認められる購入費等を含む (以下同じ。)。			たものを基準とする。	ただし、別の補助金等又はこ				たものを基準とす	する。	ただし、別の補助金等又はこ	
は別表6に掲げる定員1人当た (以下同じ。)、工事費又は工事			(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画	の種目とは別の種目において別				(エ) 地震防災緊急	事業五箇年計画	の種目とは別の種目において別	
は別表6に掲げる定員1人当た り交付基礎点数に定員を乗じて 特負責には、これと同等と認め られる委託費、分担金及び適当 と認められる購入費等を含む (以下同じ。)、工事費又は 一 1 世帯当たり交付基礎点数を適 用する場合 (ア)別表6に掲げる1世帯当たり 交付基礎点数に定員(世帯)を 乗して得たものを基準とする。 (イ)沖縄振興計画に基づく事業と して行う場合には別表6に掲げ る1 世帯当たり交付基礎点数に 定員(世帯)を乗じて得たもの								に基づく事業と	して行う場合に	 途交付対象とする費用を除き	
り交付基礎点数に定員を乗じて 得たものを基準とする。 お負責には、これと同等と認め られる委託費、分担金及び適当 と認められる購入費等を含む (以下同じ。)。 用する場合 (ア) 別表6に掲げる1世帯当たり 交付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業と して行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり で目(世帯)を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業と に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業と に行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業と して行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を 変付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たもの											
得たものを基準とする。											
と認められる購入費等を含む イ 1世帯当たり交付基礎点数を適 用する場合 (以下同じ。)。 用する場合 (ア) 別表 6 に掲げる1世帯当たり 交付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業と して行う場合には別表 6 に掲げ る1世帯当たり交付基礎点数に 定員(世帯)を乗じて得たもの										られる委託費、分担金及び適当	
イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる1世帯当たり (ア) 別表6に掲げる1世帯当たり 交付基礎点数に定員(世帯)を 交付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を して行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たもの											
用する場合 (ア) 別表 6 に掲げる 1 世帯当たり 交付基礎点数に定員 (世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業と して行う場合には別表 6 に掲げ る 1 世帯当たり交付基礎点数に 定員 (世帯)を乗じて得たもの 定員 (世帯)を乗じて得たもの			 イ 1世帯当たり交付基礎点数を適					イ 1 世帯当たり交付	付基礎点数を適		
(ア) 別表 6 に掲げる 1 世帯当たり 交付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業と して行う場合には別表 6 に掲げ る 1 世帯当たり交付基礎点数に 定員(世帯)を乗じて得たもの											
交付基礎点数に定員(世帯)を 乗じて得たものを基準とする。 (イ)沖縄振興計画に基づく事業と して行う場合には別表6に掲げ る1世帯当たり交付基礎点数に 定員(世帯)を乗じて得たもの									る1世帯当たり		
乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業と して行う場合には別表 6 に掲げ る 1 世帯当たり交付基礎点数に 定員(世帯)を乗じて得たもの											
(イ) 沖縄振興計画に基づく事業と して行う場合には別表 6 に掲げ る 1 世帯当たり交付基礎点数に 定員(世帯)を乗じて得たもの											
して行う場合には別表 6 に掲げ る 1 世帯当たり交付基礎点数に 定員(世帯)を乗じて得たもの											
る1世帯当たり交付基礎点数に 定員(世帯)を乗じて得たもの 定員(世帯)を乗じて得たもの											
定員(世帯)を乗じて得たもの											
(を基準とする)。									木して付たもの		
			を基準とする。					を基準とする。			

<u> </u>	新 	· 		II	T	
	ウー部改築			ウー部改築		
	「次世代育成支援対策施設			「次世代育成支援対策施設		
	整備交付金における一部改築			整備交付金における一部改築		
	及び拡張に係る交付金の算出			及び拡張に係る交付金の算出		
	方法の取扱いについて」(こ			方法の取扱いについて」(こ		
	成事第 433 号令和 5 年 8 月 22			成事第 433 号令和 5 年 8 月 22		
	日)により算出されたものを			日)により算出されたものを		
	基準とする。			基準とする。		
	エ 豪雪地帯対策特別措置法第			エ 豪雪地帯対策特別措置法第		
	2条第2項の規定に基づき指			2条第2項の規定に基づき指		
	定された特別豪雪地帯、奄美			定された特別豪雪地帯、奄美		
	群島振興開発特別措置法第1			群島振興開発特別措置法第1		
	条に規定された奄美群島、離			条に規定された奄美群島、離		
	島振興法第2条第1項の規定			島振興法第2条第1項の規定		
	に基づき指定された離島振興			に基づき指定された離島振興		
	対策実施地域、小笠原諸島振			対策実施地域、小笠原諸島振		
	興開発特別措置法第4条第1			興開発特別措置法第4条第1		
	項に規定された小笠原諸島又			項に規定された小笠原諸島又		
	は沖縄振興特別措置法第3条			は沖縄振興特別措置法第3条		
	第1項第3号に規定された離			第1項第3号に規定された離		
	島のいずれかに所在する場合			島のいずれかに所在する場合		
	は、上記に定める方法により			は、上記に定める方法により		
	算定されたものに対して 0.08			算定されたものに対して 0.08		
	を乗じて得たものを加算す			を乗じて得たものを加算す		
	5 .			る。		
解体撤去丁事	別表6に掲げる1単位当たり交	解体撤去に必要な工事費又は		解体撤去工事 別表6に掲げる1単位当たり交	解体撤去に必要な工事費又は	
	付基礎点数を基準とする。	工事請負費及び仮設施設整備		費及び仮設施 付基礎点数を基準とする。	工事請負費及び仮設施設整備	
設整備工事費	······································	に必要な賃借料、工事費又は		設整備工事費	に必要な賃借料、工事費又は	
		工事請負費			工事請負費	
		上于明只具			上于明只具	
から繰越を行った	上事業については、前年度に設定	された算定基準を適用する。	(注)前年度	から繰越を行った事業については、前年度に設定	された算定基準を適用する。	

別表 6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数			
児童相談所一時保護施設本体	1 人当たり	8, 033			
助産施設本体	1 人当たり	5, 266			
乳児院本体	1 人当たり	4, 324			
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	13, 196			
児童養護施設本体	1 人当たり	5, 408			
児童心理治療施設本体	1 人当たり	6, 987			
通所部門整備加算	1 人 当 た り	2, 415			
児童自立支援施設本体	1 人当たり	7, 658			
通所部門整備加算	1 人 当 た り	2, 415			

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定 された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法 第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場 合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 - 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位		交	付	基	礎	点	数
助産施設本体	1 人 当 た	ŋ	7, 900					
乳児院本体	1 人 当 た	ŋ	5, 765					
母子生活支援施設本体	1 人 当 た	ŋ			19,	794		

- (注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 - 2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得ら れた点数を加算する。 (小数点以下切捨て)
- ■交付基礎点数表(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基 づく事業として行う場合)

	単	位	交	付	基	礎	点	数
乳児院本体	1 人	当たり	5, 765					
児童心理治療施設本体	1 人	当たり	10, 211					
通所部門整備加算	1 人	当たり			3, 2	220		

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定 された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法 第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場 合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 - 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表 6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数				
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 た り	8, 033				
助産施設本体	1 人 当 た り	5, 266				
乳児院本体	1 人 当 た り	4, 324				
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	13, 196				
児童養護施設本体	1 人 当 た り	5, 408				
児童心理治療施設本体	1 人 当 た り	6, 987				
通所部門整備加算	部門整備加算 1 人 当 た り					
児童自立支援施設本体	1 人 当 た り	7, 658				
通所部門整備加算	1 人 当 た り	2, 415				

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定 された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法 第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場 合<u>(児童厚生施設を除く。)</u>は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て) 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- ■交付基礎点数表 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

人口 医脱爪 数数 (目 地域 八 目 日 色 2 、) 事	RC 0 (1) / m 1/						
	単 位	交	付	基	礎	点	数
助産施設本体	1 人 当 た り			7,	900		
乳児院本体	1 人 当 た り			5,	765		
母子生活支援施設本体	1 人 当 た り			19,	794		

- (注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。 2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得ら れた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- ■交付基礎点数表(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基 づく事業として行う場合)

	単	位	交	付	基	礎	点	数
乳児院本体	1 人 🗎	当たり	5, 765					
児童心理治療施設本体	1 人 🗎	当たり	b 10, 211					
通所部門整備加算	1 人 🗎	当たり			3, 2	220		

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定 された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法 第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場 合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 - 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

新

(1施設あたり)

			(1	. 施設めにり)
	事	業(施設)の種類		交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体	利用学品 404 以下	都市部	265, 392
医療型障害児入所施設		利用定員 40人 以下	標準	246, 418
		4.1.1	都市部	442,072
		41人 ~ 60人	標準	410, 466
			都市部	621, 815
		61人 ~ 80人	標準	577, 358
			都市部	799, 887
		81人 ~100人	標準	742, 699
		1011 . 1001	都市部	978, 423
		101人 ~ 120人	標準	908, 471
		101 L N L	都市部	1, 156, 310
		121人 以上	標準	1, 073, 640
	訓件事業	- /r/r = 1/2 + 1 1 /r/r	都市部	56, 048
	訓練爭業	等整備加算	標準	52, 041
	毎期入所		都市部	12, 620
		正	標準	11, 718
		音者支援センター整備加算	都市部	17, 538
	元任俘首	14人饭 4 / 在	標準	16, 284

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
 - 4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

旧

	事	業(施設)の種	類			交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体	利用安县 4	1 0 1	NE	都市部	265, 392
医療型障害児入所施設		利用定員 4 	10人	以下	標準	246, 418
			1 1 1		都市部	442, 072
		4	11人	~ 60人	標準	410, 466
		0.1.1	- 001	都市部	621, 815	
		0) 1 人	~ 80人	標準	577, 358
		. 1	1.0.0.1	都市部	799, 887	
	81/ ~1		~100人	標準	742, 699	
		1.0.1.	~ 120人	都市部	978, 423	
		1 0	101人	~ 120人	標準	908, 471
		1.0	1011	DI L	都市部	1, 156, 310
		1 2	121人 以上			1, 073, 640
	訓律事業	· 於敢 / 世····· 答			都市部	56, 048
	訓練事業	等整備加算			標準	52, 041
	短期入所	· 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			都市部	12, 620
	短期入所整備加算 格					11, 718
	発達障害者	学者支援センター	者支援センター整備加算			17, 538
			VIII-7	▼F 21	標準	16, 284

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日) により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
 - 4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

耐震化等整備事業

(1施設あたり)

	1 施設めたり)				
	交付基礎点数				
福祉型障害児入所施設	本体	利田亭县 401 以子	都市部	199, 044	
医療型障害児入所施設		利用定員 40人 以下		標準	184, 813
		4.1 1.	60人	都市部	331, 508
		41人 ~	60人	標準	307, 807
		6.1 1	9.0.1	都市部	466, 369
		61人 ~	80人	標準	433, 026
		011	100人	都市部	599, 915
		81人~	100人	標準	557, 024
		1011	1.0.0.1	都市部	733, 771
		101人 ~	1 2 0 八	標準	681, 310
		1011		都市部	867, 240
		121人 ~	標準	805, 237	
	訓律事業	等整備加算		都市部	41, 989
	訓潔事未	· 守笠佣加昇		標準	38, 987
	结批为证	· 敢借加管		都市部	9, 511
		「整備加算 	標準	8, 831	
	☆ 法 法 连 佳	子者支援センター整備加算	都市部	13, 146	
	光连牌音	7日又16ピイク一盆畑加昇	標準	12, 206	

新

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
 - 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

耐震化等整備事業

		交付基礎点数					
福祉型障害児入所施設	本体	初田本具	4.0.1.1)	. —		都市部	199, 044
医療型障害児入所施設		利用定員	40人以	7 L		標準	184, 813
			41人 ~ 60人				331, 508
			41人	\sim	りし人	標準	307, 807
		6 1 人 ~		0.01	都市部	466, 369	
			80人	標準	433, 026		
			0.1.1		1.0.0.1	都市部	599, 915
		81人 ~	\sim	100人	標準	557, 024	
		101人 ~		. 1201	都市部	733, 771	
			120人	標準	681, 310		
			1011	1 .		都市部	867, 240
		121人 ~				標準	805, 237
	訓練車業	美等整備加算				都市部	41, 989
	訓潔事未	守笹焩加昇				標準	38, 987
	结批入证	東供加質				都市部	9, 511
	应别八月	明入所整備加算 標					8, 831
	双	学士伝わい	者支援センター整備加算			都市部	13, 146
	光 建	ゴ日 又1友 ビノ	グニ金浦ル	中异		標準	12, 206

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
 - 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

						()	一胞設めたり)
	事業	(施設)の	種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体	利田中昌	4.0.1	NТ		都市部	265, 392
医療型障害児入所施設		利用定員	40人	以下		標準	246, 418
			4 1 1	_	6.0.1	都市部	442,072
			4 1 人	\sim	60人	標準	410, 466
		6 1 人	_	0.0.1	都市部	621, 815	
			6 1 人	\sim	80人	標準	577, 358
		8 1 人		1.0.0.1	都市部	799, 887	
			01八	\sim	100人	標準	742, 699
		101人	0.1.1	. ~	1.0.0.1	都市部	978, 423
			017		120人	標準	908, 471
		101		都市部	1, 156, 310		
		121人 ~				標準	1, 073, 640
	訓結車型	· 华敦 供加型	Y			都市部	56, 048
	訓褓事業	美等整備加 算	₽			標準	52, 041
	宿期太郎	· 敢供加管				都市部	12,620
		短期入所整備加算				標準	11,718
	☆ '幸 陸	2本年極かい	サ. 十. (**********************************			都市部	17, 538
		害者支援センター整備加算 標準 標準					16, 284

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
 - 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

		交付基礎点数					
福祉型障害児入所施設	本体	利用学昌	4010	17		都市部	265, 392
医療型障害児入所施設		利用足貝	利用定員 40人 以下				246, 418
			41人	~ .	6.0.1	都市部	442, 072
		417		007	標準	410, 466	
			6 1 人	~	80人	都市部	621, 815
			01人		80人	標準	577, 358
		8	81人 ~	\sim	100人	都市部	799, 887
			017		100%	標準	742, 699
		101人 ~ 120人				都市部	978, 423
		101/(12(1207	標準	908, 471		
		1	9 1 J	\sim		都市部	1, 156, 310
		121人 ~				標準	1, 073, 640
	訓練重業	美等整備加 算	当			都市部	56, 048
	ががずる	· 寸 正 岬 /川 ヂ	T -			標準	52, 041
	短期 入所	· 整備加質				都市部	12, 620
	VAT 22/17 (1)	短期入所整備加算					11, 718
		:者支援センター整備加算			都市部	17, 538	
	九年中日			<i>и</i> н дг	•	標準	16, 284

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。
 - 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

■公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1施設あたり)

			(1	<u> </u>
	事業	(施設) の種類		交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体	利田字昌 404 以下	都市部	218, 900
医療型障害児入所施設		利用定員 40人 以下	標準	203, 250
		4.1.1 6.0.1	都市部	364, 674
		41人 ~ 60人	標準	338, 602
			都市部	513, 000
		61人 ~ 80人	標準	476, 323
		0.1.1	都市部	659, 971
		81人 ~100人	標準	612, 786
		1011 1001	都市部	807, 180
		101人 ~120人	標準	749, 471
		1011 011	都市部	953, 991
		121人 以上	標準	885, 785
	訓件事業	- htt ab litt hu htt	都市部	46, 252
	訓練爭業	等整備加算	標準	42, 945
	后地工部	事 / 世 hu 答	都市部	10, 447
		整備加算	標準	9, 700
	7% \± 174 d> +1.	* 土 十 極 . ト 、 カ	都市部	14, 434
		者支援センター整備加算	標準	13, 402

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。

■公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

	事業	(施設) の	重類			交付基礎点数
福祉型障害児入所施設	本体	到田学昌	4 0 1	미국	都市部	218, 900
医療型障害児入所施設			用定員 40人 以下			203, 250
			4 1 L	~ 60人	都市部	364, 674
		41/(- 0 (00人	標準	338, 602	
			6 1 人	~ 80人	都市部	513,000
		Ь	61人	~ 8 0 八	標準	476, 323
		8 1 人	~100人	都市部	659, 971	
			017	100%	標準	612, 786
		101人 ~12	~ 1 2 0 <i>l</i>	都市部	807, 180	
			017	120%	標準	749, 471
			191	人 以上	都市部	953, 991
			1 2 1)	標準	885, 785	
	訓練車業	等整備加算	ī		都市部	46, 252
	訓漱 尹未	守定佣加昇	<u> </u>		標準	42, 945
	结批 1 前	軟備加管			都市部	10, 447
	短期入所整備加算				標準	9,700
	※ 字际字=	老古怪セン	者支援センター整備加算			14, 434
	光建焊方	「汨 又1友 ビ ノ	グー登り	ール タ	標準	13, 402

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。

旧

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う 場合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊 急事業五箇年計画に 基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	
児童相談所一時保護施設	1人当たり	156	-	-	-	
助産施設	1人当たり	256	385	-	-	
乳児院	1人当たり	150	201	201	-	
母子生活支援施設	1世帯当たり	549	823	_	-	
児童養護施設	1人当たり	229	-	_	-	
児童心理治療施設	1人当たり	263	-	351	-	
児童自立支援施設	1人当たり	328	-	-	-	
障害児入所施設	1 施設当たり	11, 632	17, 663	15, 509	12, 736	
厚音 九八 <u>別</u> 他 成	1.地放当たり	11, 032	15, 509	15, 509	12, 730	
障害児入所施設(都市部)	1 施設当たり	12, 213	18, 546	16, 284	13 379	
學音光八別	1.地放当たり	12, 213	16, 284	10, 204	13, 372	
障害児施設 (障害児入所施設を除く)	1施設当たり	-	-	_	-	
障害児施設 (障害児入所施設を除く) (都市部)	1 施設当たり	-	-	-	-	

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

 - について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基 づく事業として行 う場合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊 急事業五箇年計画に 基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1 人当たり	281	-	-	-
助産施設	1 人 当 た り	476	714	-	-
乳児院	1 人 当 た り	263	351	351	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	993	1, 489	_	_
児童養護施設	1人当たり	415	-	_	-
児童心理治療施設	1 人 当 た り	494	-	659	-
児童自立支援施設	1 人 当 た り	590	-	_	-
障害児入所施設	1 施設当たり	21, 181	32, 310	28, 260	23, 324
<u> </u>	「旭秋当たり		28, 260		
障害児入所施設(都市部)	1 施設当たり	22, 240	33, 926	29, 673	24, 490
學音光////////////////////////////////////	1 旭秋当たり		29, 673		
障害児施設(障害児入所施設	設を除く) 1施設当たり	-	-	_	-
障害児施設(障害児入所施 (都市部)	設を除く) 1施設当たり	-	-	-	-
(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第 2	条第2項の規定に基づき指定された	特別臺雪地域 奋美群島	振爾盟	冬に相定された奄美群島	離鳥振風法第2条

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、雕島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された雕島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された側島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。 3 障害児人所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児人所施設にのいて海田さる。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標準	沖縄振興計画に基 づく事業として行 う 場 合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊 急事業五箇年計画に 基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	156	-	-	-
助産施設	1人当たり	256	385	-	-
乳児院	1 人当たり	150	201	201	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	549	823	-	-
児童養護施設	1 人当たり	229	-	-	-
児童心理治療施設	1 人当たり	263	-	351	-
児童自立支援施設	1人当たり	328	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	11,632	17,663	15, 509	12, 736
厚音			15, 509		
除宝旧1. 配佐部 <i>(柳</i> 古如)	1 施設当たり	12, 213	18, 546	16, 284	13, 372
障害児入所施設(都市部)			16, 284		
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設 (障害児入所施設を除く) (都市部)	1施設当たり	-	-	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

 - について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標準	沖縄振興計画に基 づく事業として行 う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に 基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1 人当たり	281	-	-	-
助産施設	1人当たり	476	714	-	-
乳児院	1人当たり	263	351	351	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	993	1, 489	-	-
児童養護施設	1人当たり	415	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	494	-	659	-
児童自立支援施設	1人当たり	590	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	21, 181	32, 310 28, 260	28, 260	23, 324
障害児入所施設 (都市部)	1施設当たり	22, 240	33, 926 29, 673	29, 673	24, 490
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設 (障害児入所施設を除く) (都市部)	1施設当たり	·미급라바사 · · · · · · · · · · · ·	HE GOLD BE NO ARE DOLLER POLYE MY -	クトロウンしょ 女光巡点	離阜振爾注第9冬

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て) 前年度に設定されたを付基礎点数を適用する。

 - 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設